

各府省庁の最近の取組等

1-1	内閣府	… 1頁～
1-2	総務省	…14頁～
1-3	文部科学省	…17頁～
1-4	農林水産省	…22頁～
1-5	経済産業省	…25頁～
1-6	環境省	…27頁～
1-7	国土交通省	…34頁～

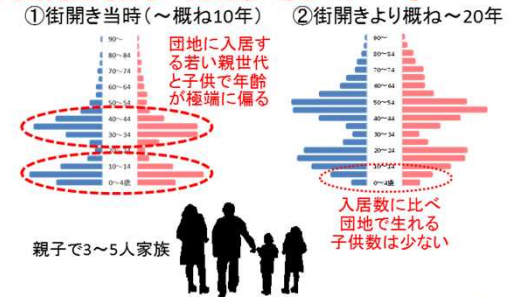
内閣府

地域住宅団地再生事業

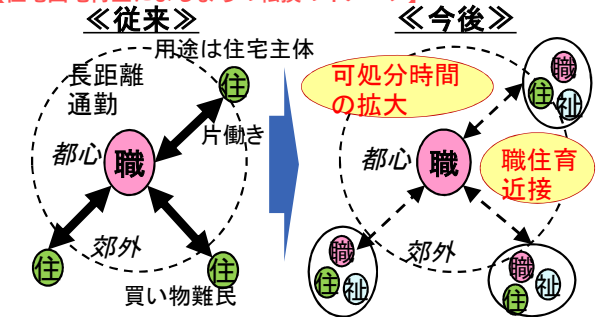
【住宅団地をめぐる状況、課題】

- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地（5ha以上）。
高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生の懸念。
また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）
【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



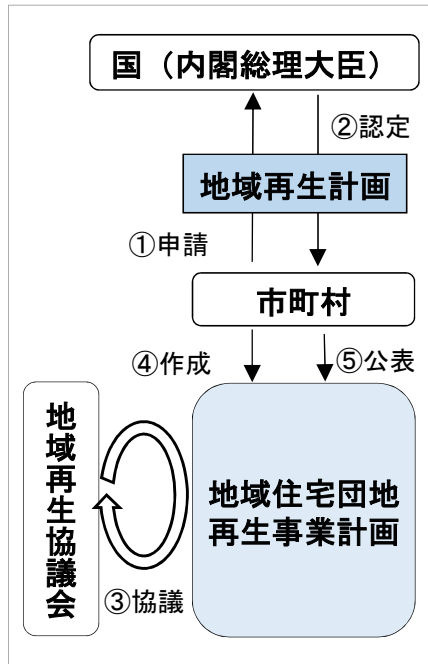
【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手續(同意、指定、届出等)が不要に(ワンストップ化)
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

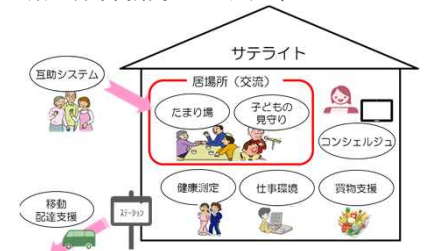
【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例
(春日井市高蔵寺ニュータウン)



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例(三木市緑が丘地区)

ハンズオン支援 住宅団地の再生

概要

住民の高齢化や生活利便の低下、空き家・空き地の発生等の課題を抱えるニュータウン等の住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、政府の支援も受けて取り組もうとする市町村を募集し、内閣府や国土交通省等の関係府省庁が総合的に支援を行う。

支援対象

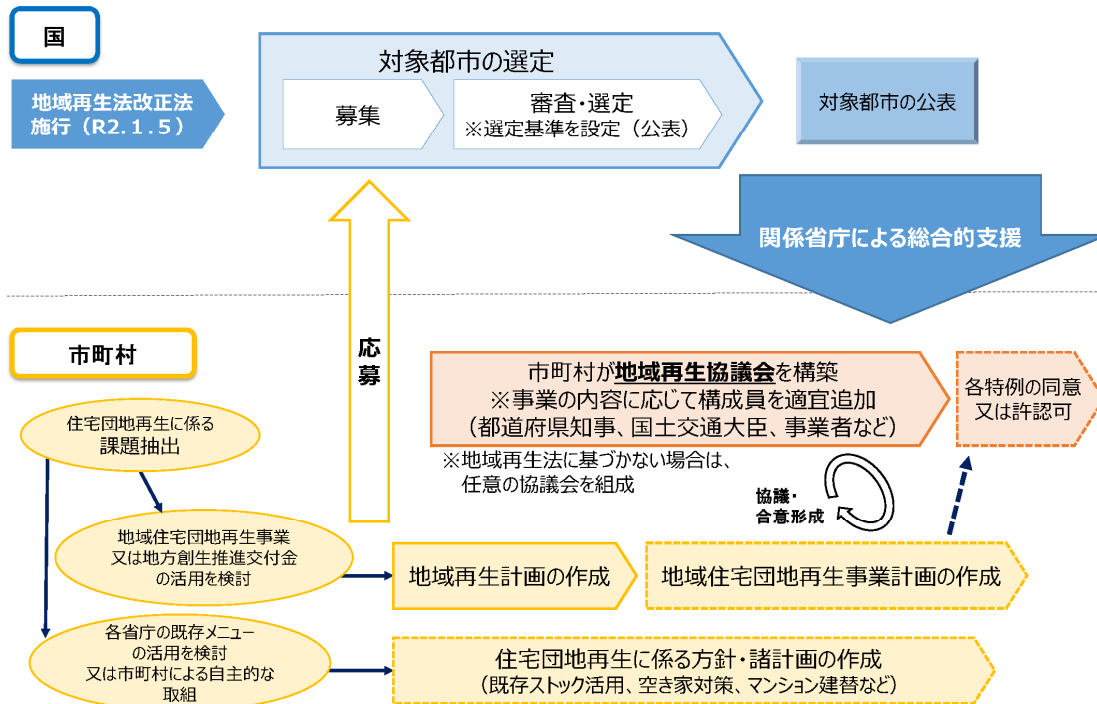
○募集対象

住宅団地※¹の再生に関して政府による支援を希望する市町村※²

※¹ 公的賃貸住宅団地、民間戸建分譲住宅団地等を含む。
面積や住宅戸数、住宅の管理主体は問わない。

※² 市町村からの応募を原則とする。ただし、都道府県との共同応募や複数市町村による共同応募も可。

住宅団地の再生に係るハンズオン支援イメージ



支援体制

現地（地方公共団体）に組織された協議会のメンバーに国の関係府省庁も加わること等により、住宅団地再生の具体的な事業※の実施に向けて必要な事項の検討を支援。

※市町村等が実施する事業であり、地域住宅団地再生事業に限らない。

「〇〇協議会」（事務局：地方公共団体）

- 市町村が都道府県、事業者等の地域の関係者を構成員として設置した協議会に、内閣府や、取組のテーマに応じて地方整備局、地方運輸局など各省庁の地方支分部局が参画。
- 住宅団地の再生に係る総合的なビジョン・事業計画を関係者で共有した上で、政府からは関係府省庁横断で、例えば以下の支援の実施。

<協議会における支援>

- (1) 各府省庁の住宅団地再生に関する制度の紹介と活用に向けた助言
 - ・ 許認可等の運用に関するもの
 - ・ 予算（補助金等）に関するもの
 - ・ 専門家などの派遣 等
- (2) URや事業者等とのマッチング支援等
- (3) (地域再生法のスキームを活用する場合) 計画の策定に関する助言、事業実施に当たっての個別行政手続きのワンストップ化に関する助言

バックアップ

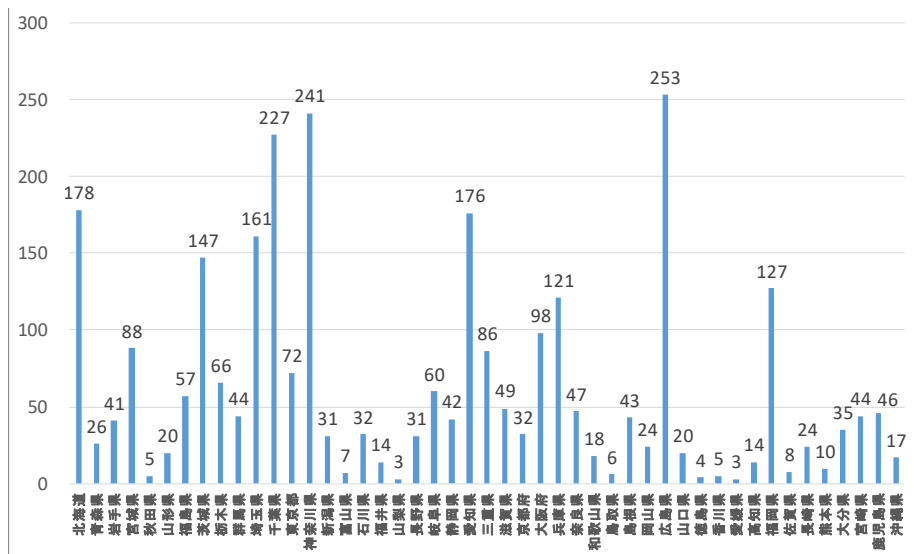
内閣府、国土交通省、厚生労働省等の関連部局

➡ 先進的な取組については、モデルケースとして全国に発信。

住宅団地の現状について

- 高度成長期における都市への人口流入の受け皿として、全国的に多くの住宅団地の開発が進められた（住宅団地には、公的共同賃貸住宅のほか、戸建住宅や共同分譲住宅も含まれる。）。
- 住宅団地では、同一時期に大量の住宅が供給され、同年代世帯が入居したことから、住民の高齢化が一齐に進行している。
- これらの住宅団地では、住居専用地域が広く指定されており、住環境が守られる一方、多様な用途の立地が困難な傾向にある。

○全国の住宅団地（5ha以上）の都道府県別立地数



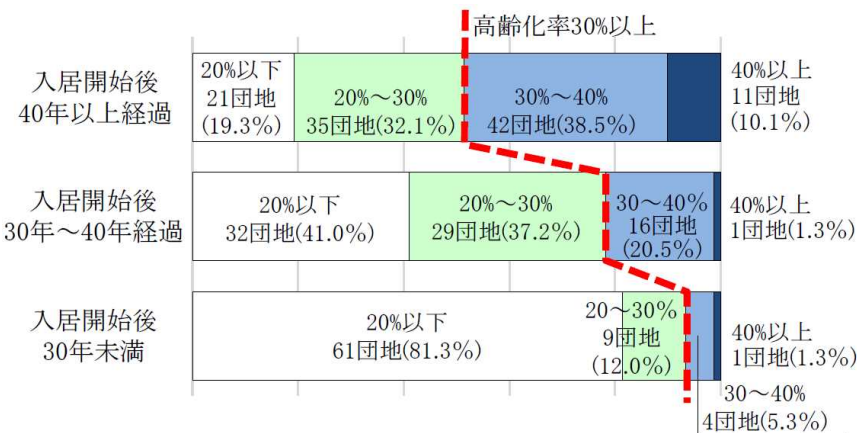
※H30国土交通省住宅局調査(住宅団地:面積が5ha以上のものを対象)を基に内閣府にて作成

○住宅団地を構成する住宅種別ごとの団地数

※5ha以上	総数
団地全体	2,903
戸建住宅を含む	2,689【92.6%】
うち戸建住宅のみ	1,488【51.3%】
公的共同賃貸住宅を含む	499【17.2%】
うち公的共同賃貸住宅のみ	85【2.9%】
民間共同賃貸住宅を含む	988【34.0%】
共同分譲住宅を含む	556【19.2%】

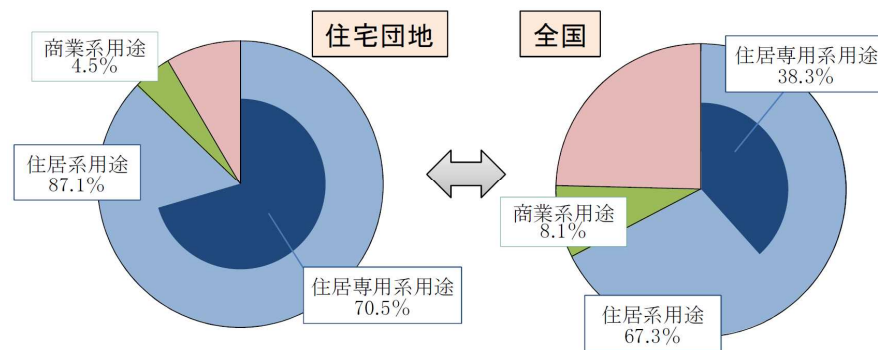
※出典:H30国土交通省住宅局調査(住宅団地:面積が5ha以上のものを対象)

○全国の大規模住宅団地（100ha以上）の高齢化の状況



○用途地域の設定状況

住居専用地域と商業系用途地域を組み合わせ設定：90.9%



出典:H29国土交通省住宅局調査(面積が100ha以上の住宅団地が所在する市町村)

住宅団地に係る課題について

課題

多くの住宅団地において開発から数十年が経過し、多様な世代の暮らしの場として課題が顕在化してきている。

➤ 人口・世帯数の減少

- ・子ども世代の転出など地域住民の減少
- ・ライフスタイルの変化などによる団地外への転出も進む

➤ 住民の高齢化

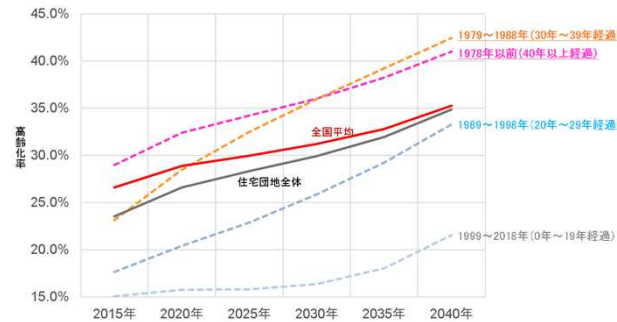
高齢化率は入居開始から40年経過を境に急上昇する傾向があり、今後、開発時期が古い住宅団地から順次、全国平均を大きく上回って高齢化が進行することが見込まれる。

➤ 空き家・空き地の発生

- ・景観の悪化、不法投棄
- ・防災、防犯力の低下



○経過年別 高齢化率の推移推計



※1.894(時期不明等)980団地・将来推計不可の福島県内31団地を除外
※出典:H30国土交通省住宅局調査(住宅団地:面積が5ha以上のものを対象)

➤ 生活利便性の低下

- ・小中学校の廃校
- ・スーパーなどの商業施設等の撤退
- ・公共交通の減便・廃止
- ・高齢者の生活を支える施設の不足
- ・若者や子育て世帯が働く場の不足



シャッターが閉まる団地の商業地区

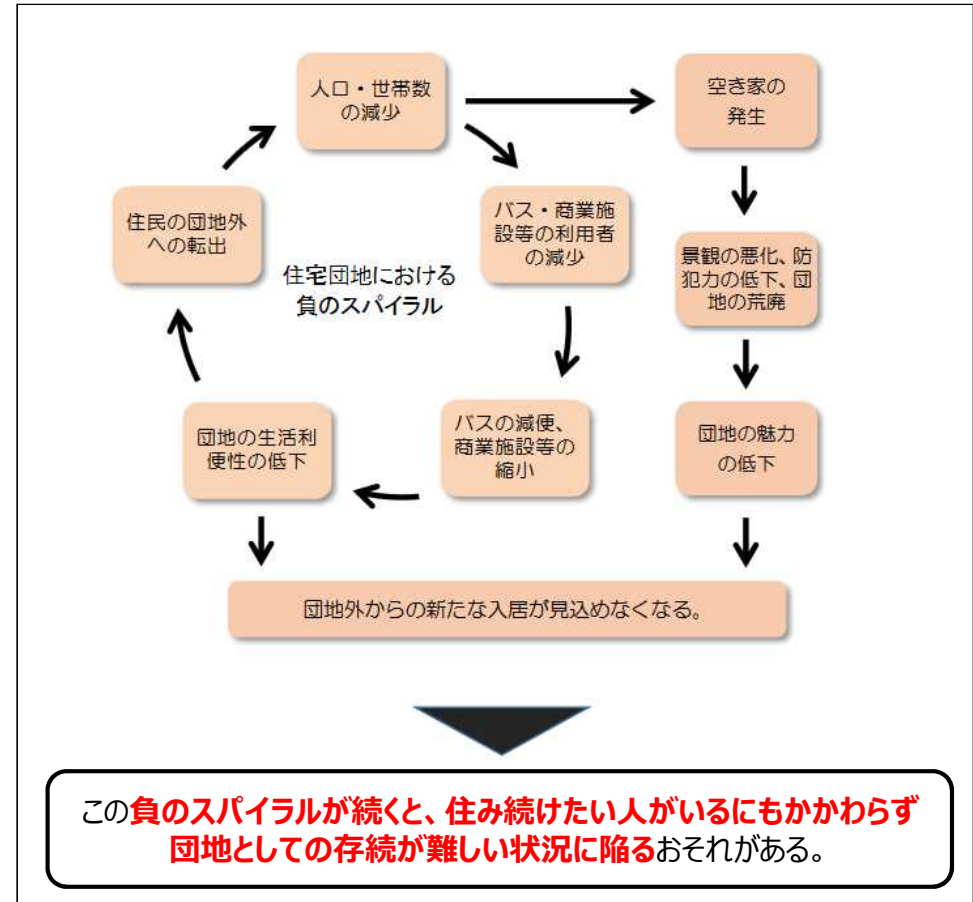
➤ 地域コミュニティの活力の低下

- ・自治会役員の担い手不足
- ・祭り等の自治活動の停滞

取組の必要性

住宅団地では、住民の減少が、交通機関や店舗等の利用者の減少、バスの減便・廃止や施設の撤退、生活利便性の低下をもたらし、さらなる人口・世帯数の減少を招くというように、悪循環に陥るおそれがある。

また、空き家の発生等による環境の悪化などが居住地としての魅力を低下させ、若者世代等の転入が見込めない状況に陥るおそれがある。このため、早い段階でこの「負のスパイラル」を断ち切ることが重要である。



出典: 広島市公表資料「住宅団地の活性化に向けて」(H27.3公表)

住宅団地の再生に係るハズオン支援 【支援対象自治体一覧1/2】

金剛地区(大阪府富田林市)

概要



面積：約216ha
人口：16,226人 (H31.3時点)

主な課題

- ・ベッドタウンからの脱却
- ・高齢化率37.4% (市平均29.6%)
- ・20～30代の転出超過
- ・既存施設、住宅の老朽化

主な取組

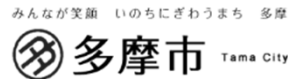
- ・施設等の建替え集約、跡地活用
- ・多機能型コミュニティ施設の整備
- ・南海高野線金剛駅周辺の機能強化



【写真】金剛地区再生指針 (抜粋)

多摩ニュータウン(東京都多摩市)

概要



面積：約1,247ha
人口：99,208人 (R元.10時点)

主な課題

- ・人口、若年層減少⇒少子高齢化
- ・団地の高経年化等による陳腐化
- ・近隣センターの機能低下

主な取組

- ・団地の建替え集約、跡地活用
- ・分譲団地に対する合意形成支援
- ・耐震化 (耐震診断等の促進・助成)



【写真】第5次多摩市基本計画 第3次基本計画 (抜粋)

泉北ニュータウン(大阪府堺市)

※ハズオン支援対象は「泉ヶ丘地区」

概要



面積：約1,511ha
人口：約119,713人 (R元.12時点)

主な課題

- ・人口減少、高齢化
- ・ベッドタウンからの脱却
- ・公的賃貸住宅の老朽化
- ・空き家の増加

主な取組

- ・事業所誘致、事業創造
- ・起業支援 (職住近接)
- ・ストック活用型の再生
- ・スマートシティ化



【写真】泉北ニュータウン再生の取組み (抜粋)

住宅団地の再生に係るハズオン支援 【支援対象自治体一覧2/2】

菱野団地(愛知県瀬戸市)

概要と課題



面積：約173.5ha

人口：11,615人 (R2.4時点)

- ・人口、若年層減少
- ・センター地区衰退
- ・空き家問題
- ・団地内移動
- ・外国人共生



【写真】瀬戸市HP (抜粋)

取組

- ・センター地区活性化
- ・エリマネ活動
- ・団地内交通の維持、改善
- ・空き家活用

松園団地 (岩手県盛岡市)

概要と課題



面積：約341.1ha

人口：14,792人 (R元.9時点)

- ・人口、若年層減少⇒少子高齢化
- ・高齢化率35% (市平均26.7%)
- ・医療介護連携
- ・公共施設、道路等の老朽化



【写真】松園地区地域づくり計画書
松園、いいよね! (抜粋)

取組

- ・地区内の医療施設と介護施設の連携
- ・地域の人材を活用した教育システムの研究

太閤山地区(富山県射水市)

概要と課題



面積：約307ha

人口：9,851人 (H27時点)

- ・少子高齢化
- ・空き家対策
- ・コミュニティの衰退



【写真】射水市より提供

取組

- ・子育て、高齢者向け施設の整備、住環境の向上
- ・地区内バリアフリー化、交通手段の最適化
- ・住み続けられるまちづくり、多世代共生

あすか野住宅地 (奈良県生駒市)

概要と課題



面積：約71ha

人口：4,612人 (R2.1時点)

- ・高齢化率40%超え
- ・空き家、空き店舗の増加
- ・オールドタウン化への対応



【写真】生駒市HP (抜粋)

取組

- ・地域資源、課題、解決策を考える住民ワークショップ
- ・商店街活性化
- ・地域教育と世代間交流の推進

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

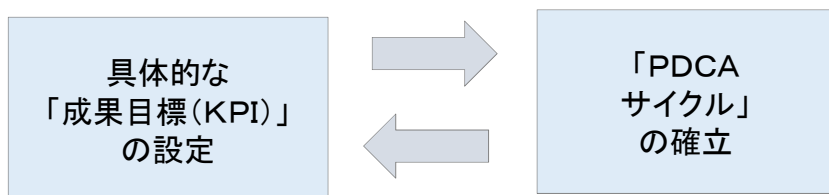
令和2年度予算額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

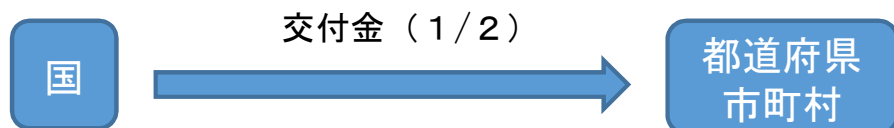
- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

～脱コロナに向けた協生支援金～

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金～脱コロナに向けた協生支援金～」を創設する。

1. 補正予算計上額 1兆円

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付

※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象

(3) 交付限度額 : 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

等の事業に充当。

25.地域公共交通機関の高度化支援事業

収束後の地域の移動を支えるため、経営に大きな影響を生じている地域公共交通機関に対し、他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、収束後の経営持続化に資する省メンテナンスで環境性能に優れた車両・船舶への入替や施設管理の効率化等に関する取組に要する経費の一部を支援。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

個人 事業・団体 施設・地域
交通事業

【目的】 交通や物流を守りたい

【主な関連】 国土交通省総合政策局交通政策課

72.地域の経済活動を支援する エリアマネジメント事業

地方公共団体が、地域の商店街や観光地等に関する情報発信やコミュニティバスの運営等により地域の経済活動を支えるエリアマネジメント活動を行う団体に対して、その社会実験や活動に必要な経費の一部を助成するのに充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

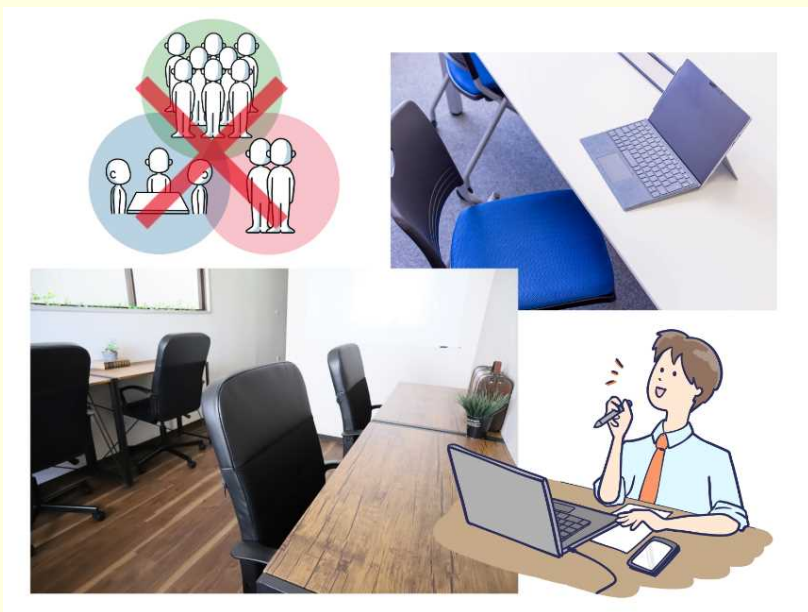
個人 事業・団体 施設・地域
地域団体・中間支援組織・都市部・公共施設

【目的】 地域仮想通貨の導入など多様な地域づくりを支援したい

【主な関連】 内閣府地方創生推進室

78.テレワーカー向けサービス環境整備事業

外出自粛及びそれに伴うテレワークをはじめとする多様な働き方の拡大に対応するため、他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、事業者に対して、3密に配慮したコワーキングスペースの開設、形態転換や拡充に要する環境整備等に必要な経費の一部を支援。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

個人 事業・団体 施設・地域
事業者全般

【目的】 在宅勤務など多様な働き方を支援したい

【主な関連】 内閣府地方創生推進室

85.インキュベーション促進観光対応等 空き店舗活用等事業

外出自粛等の影響を受けている温泉地等で、地域の魅力を向上等させるために、地方公共団体が空き店舗等を買入れ、または借り入れ、必要な改修を実施したうえで、新規起業家やチャレンジショップ等に貸し出すのに必要な経費に充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

個人 事業・団体 施設・地域
食品・外食産業、宿泊・観光業/都市部・
公共施設

【目的】 収束後に備えた活動や新しいチャレンジを応援したい

【主な関連】 内閣府地方創生推進室

參考資料

地域再生法の一部を改正する法律（令和2年1月5日施行）の概要

法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換(住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用)を図ることにより、地方の魅力を向上

法案の概要

1. 地域住宅団地再生事業の創設

【第5条第4項第11号・第5章第12節】

○居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活便利施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致 コミュニティバスの導入等 住宅をシェアオフィス等として活用 若者世代の入居と多世代交流の促進

住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

○市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続
 - ・都市計画決定・変更手続
- 【第17条の37～第17条の39】

地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に必要の許認可手続
- 【第17条の43～第17条の51】

介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、介護事業者の指定手続
- 【第17条の40～第17条の42】

まちづくりの専門的知見の活用

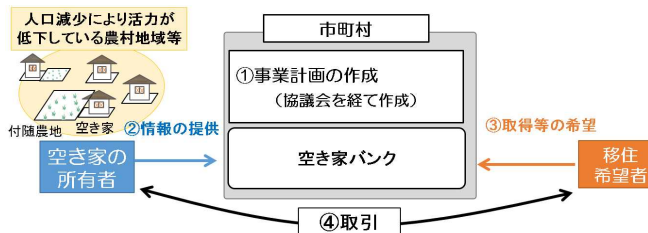
- ・UR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供
- 【第17条の52】



2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

【第5条第4項第12号・第5章第13節】

○「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】
(下限面積(原則50a)の引下げ手続の円滑化)
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等
(例:農家住宅を一般移住者が取得)の許可が円滑に【第17条の55】

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

【第5条第4項第14号・第5章第15節】

○廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進

PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に【第17条の60】



岡山市・出右小学校跡地整備事業



大阪府・大阪府宮牧方田ノ口住宅建替え事業

総務省

第32次地方制度調査会 中間報告の概要

(第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題)

人口構造の変化・課題

- ・2040年頃にかけて人口減少は加速（▲88万人／年(2040)）
- ・指定都市や県庁所在市のみならず、東京圏においても人口減少と高齢化が進行
- ・人口全体の減少 / ・高齢者人口の増加 / ・生産年齢人口の減少 / ・年少人口の減少
(1.27→1.11億人) (3,400→3,900万人) (7,700→6,000万人) (1,600→1,200万人)
※85歳以上人口倍増 (500→1,000万人) (人口は、2015→2040)

インフラ・空間に関する変化・課題

- ・インフラ老朽化 / ・維持管理・更新費の増大 / ・都市の低密度化・スポンジ化

技術・社会等の変化・課題

- ・技術の進展 / ・ライフコースや価値観の変化・多様化 / ・災害リスクの高まり

- 人口構造やインフラ・空間の変化は、サービスの需要と供給の両面に大きく影響
- 東京一極集中の継続は、課題の深刻さを増幅。大規模災害時の大きなリスク

- Society 5.0の到来など新たな技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化により、人材不足等の課題を乗り越える可能性

地域ごとに異なる変化・課題の現れ方

- 変化・課題の現れ方は、地域ごとに大きく異なる
⇒ 各地域において、変化・課題を見通し、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか、ビジョンを共有し、必要な対応を選択していくことが重要

各地域の将来推計のデータ
「地域の未来予測」

(第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策)

- 社会システム（制度、インフラ、ビジネスモデル、社会的な慣習等）を変化に適応したものへとデザインし直す好機
- 地方公共団体は、厳しい資源制約の下でも、新たな技術を基盤として、多様な主体と連携し合うネットワーク型社会を構築（地域や組織の枠を超えて連携・役割分担）

- ・ 方策については、①ひとに着目した方策、②インフラ・空間に関する方策、③技術を活かした対応をとるための方策に分けて整理

今後、「地域の枠を超えた連携」（①、②に共通）、「組織の枠を超えた連携」（①、②に共通）、「技術を活かした対応」に係る方策を講じていくために求められる地方行政体制のあり方について調査審議

(参考) 連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引

産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等

② 高次の都市機能の集積・強化

高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

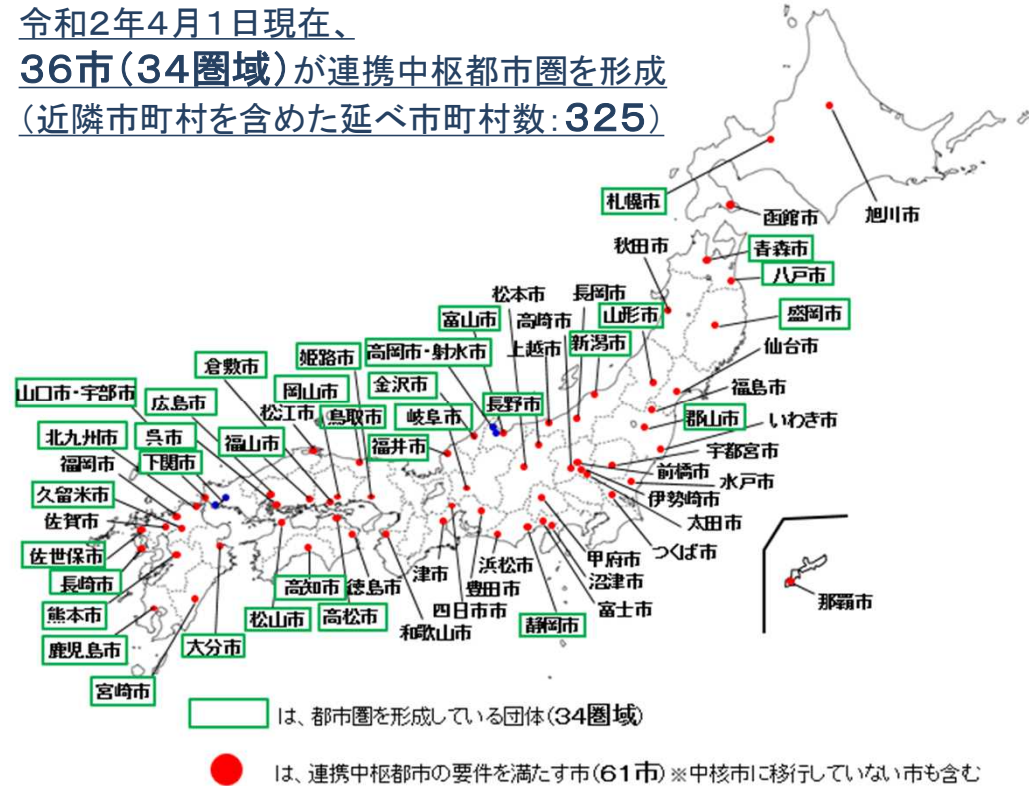
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

連携協約
の締結

都市圏ビジョン
の策定

令和2年4月1日現在、
36市(34圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:325)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

文部科学省

公立学校施設に係る財産処分手続の概要

原則

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用する場合は、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。（根拠：補助金適正化法等）

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の**国庫納付をほとんどの場合に不要にする**など、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

無償による財産処分の場合

- ・過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
- ・交付決定事項(当該新增改築事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の大規模改築事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。)
- ・学校施設を一時的に学校教育以外の用に供する場合
- ・廃校施設等の改築を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合

手続不要

- ・国庫補助事業完了後**10年以上経過**した建物の無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取壊し）
- ・国庫補助事業完了後10年未経過で、市町村合併計画に基づき建物等の無償による財産処分
- ・特別支援学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡、認定こども園に係る幼稚園の財産処分等

報告

- ・国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当
 - ・耐震補強事業、大規模改築事業（法令等に適合させるための工事に限る）又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）を実施した建物等の無償による財産処分
 - ・大規模改築事業（上記以外）、防災機能強化事業（上記以外）又は太陽光発電等導入事業で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分(国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものは除く。)

承認

地域再生計画の認定を受けた建物等の転用並びに無償による貸与

総理認定

有償による財産処分の場合

廃校施設等の改築を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合

手続不要

国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の有償による貸与・譲渡で、国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた場合

承認

処分制限期間内

令和2年度予算額	695 億円
(前年度予算額)	667 億円)
令和元年度補正予算額	606 億円
令和2年度臨時・特別の措置	470 億円

学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**である。

このため、子供たちの安全と健康を守り、**計画的・効率的な長寿命化**を図る整備を中心とした教育環境の改善等を推進する。また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、**耐震化や非構造部材の耐震対策**などを推進し、学校施設の強靱化を図る。

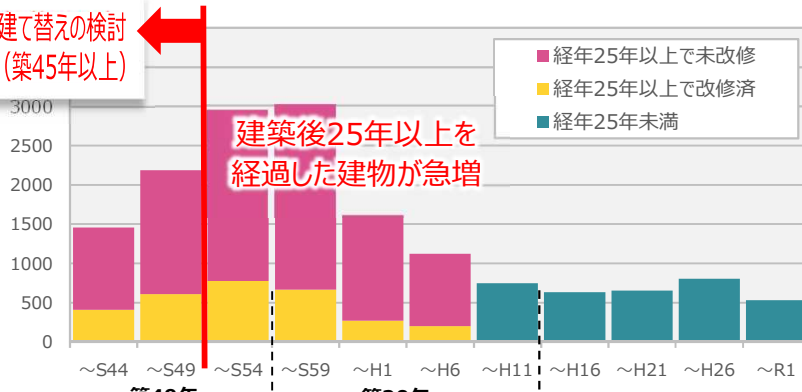
現状と課題

子供たちの安全と健康を守るため、**計画的・効率的な長寿命化が急務**

令和元年5月1日現在

公立小中学校の経年別保有面積 <全国>

従来：建て替えの検討
(築45年以上)



建築後25年以上を経過した建物が急増

築80年以上の使用

長寿命化改修

予防的な改修

適切な維持管理・修繕の実施

今後は、長期間の使用を前提としたライフサイクルへ移行

◆ 公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進

○ 計画的・効率的な長寿命化の推進

- ・将来の財政負担の縮減と老朽化による事故等の危険リスクを低減する計画的・効率的な施設整備の推進
- ・空調設置、給食施設の整備や教育環境の改善等

○ 小中学校等の教室不足への対応等

- ・新築や増築による教室不足の解消、バリアフリー対策等

○ 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策

- ・非構造部材を含む耐震対策、トイレ改修等

◆ 制度改正の内容

○ 長寿命化改良事業の制度拡充

- ・計画的・戦略的に施設の長寿命化を図るため、予防的な改修工事を補助対象化

○ 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の拡充

- ・廃校や余裕教室等の既存施設の有効活用を図り、特別支援学校の教室不足解消を促進するため、事業の算定割合を引上げ (1/3→1/2)

○ 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長

- ・グラウンドの暗渠排水等の整備に限り5年間延長

◆ 建築単価

○ 対前年度比 +9.0% (資材費、労務費等の上昇分、空調設備分)

小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合

令和元年度 193,600円/㎡ ⇒ 令和2年度 211,000円/㎡

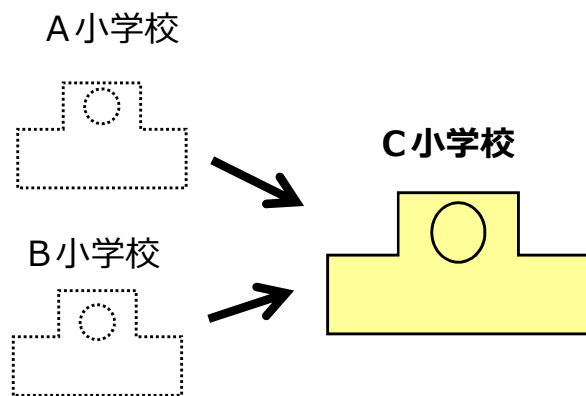
※配分時には整備内容に応じて単価を設定



公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

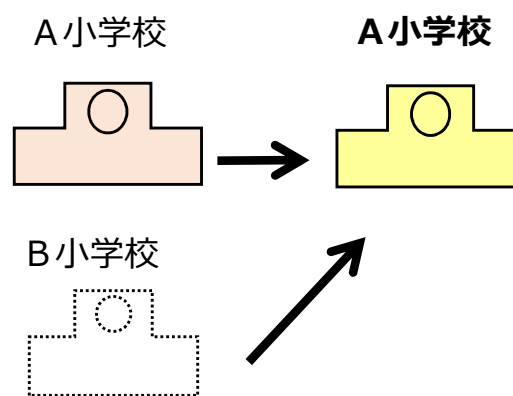
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



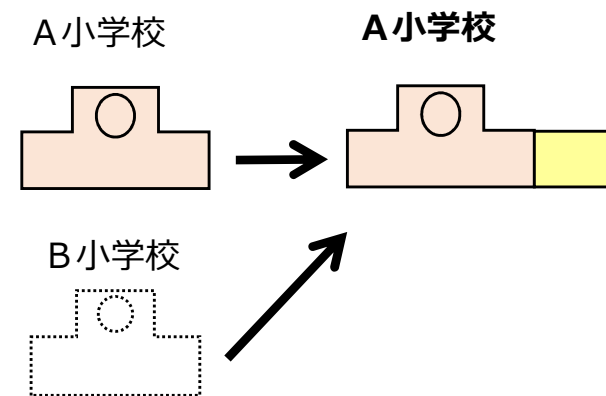
公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則1 / 2の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

(前年度予算額：3,590,000千円)
令和2年度予算額：4,451,746千円

※ 前年度予算額について、「臨時・特別の措置」(防災・減災、国土強靱化関係)を加えた場合4,628,925千円となる。

事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献し、さらに、災害時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備(耐震化等含む)の促進を図る。

交付対象事業

地域スポーツ施設	学校体育諸施設
<ul style="list-style-type: none"> ・スイミングセンター新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改修事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 <p>【耐震化率】構造体：81.4% 非構造部材：11.6% (H30.3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備 <p>※ラグビーワールドカップに伴う特例事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳プール新改築事業 ・水泳プール上屋新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 ・中学校武道場新改築事業

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- 子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場(スポーツ文化拠点)を創出し、地域経済に貢献
- 健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- 施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- 緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



◆整備イメージ図：地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業

農林水産省

<対策のポイント>

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。

<政策目標>

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の割合70% [令和2年度まで]

<事業の内容>

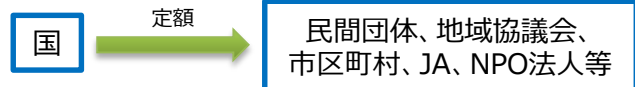
1. 都市農業機能発揮支援事業

- 都市農業が有する多様な機能を活用した取組を支援するための都市農業等のアドバイザーの派遣の取組
 - 都市農業者が都市農業を持続的に経営していくための税制度・相続等の講習会の開催の取組
 - 都市住民をはじめとする国民の都市農業に対する理解醸成や農業・農山漁村への関心を喚起するための効果的な情報発信等の取組等
- 都市農業の機能発揮のための取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

- 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェ等の開催による交流促進のための取組
 - 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討や都市農業の機能についての理解醸成の取組
 - 市民農園・体験農園の附帯施設の整備や都市農地に近接する宅地等へ配慮した周辺環境対策等の取組
 - 都市農業の多様な機能の一つである防災機能の維持・強化等の取組等
- 都市住民と都市農業者が共生するための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

都市農業機能発揮支援

都市農業の振興に関するアドバイザーの派遣の取組への支援



都市農地に関する税制度や相続に関する講習会の開催の取組への支援



都市農業に対する都市住民の理解醸成や農業への関心を喚起するための情報発信の取組への支援



都市農業共生推進等地域支援

交流促進の取組への支援

都市でのマルシェ等の開催



都市農地の周辺環境対策の取組への支援

農業飛散防止施設の整備



都市農業の理解醸成の取組への支援

都市住民への都市農業の多様な機能の説明



防災機能の維持・強化等の取組への支援

防災訓練や防災兼用井戸の整備



【お問い合わせ先】

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5948)

「都市農業のビジネスモデル」の事例集を作成しました！

【農林水産省農村振興局都市農村交流課】

都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、農業体験等の交流の場や災害時の防災空間の提供など多様な機能を有しており、近年、その評価が高まっています。

しかし、都市農地は面積が小さく、周辺が住宅地であることなどの環境にあるため、経営の拡大に苦慮されているという都市農業者の声をお聞きします。

このため、都市農業経営のモデルとなる都市農業者の取組の特徴や成功の秘訣などをまとめた事例集「都市農業にトライ！～魅力と未来ある都市農業を目指して～」を作成しましたので、業務の参考に活用ください。

▼こちらからダウンロードできます

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_gaiyo.html



株式会社 Daisy Fresh 中山 拓郎 氏 埼玉県 草加市

経営者 (野菜、野菜、野菜)、口承、口承

都市農業のメリットを最大限活用した農業経営を実践

少量多品種、口承野菜、口承、口承、口承、口承、口承、口承

株式会社 Daisy Fresh の農地は、私鉄の駅から約500mの市街化区域にあり、マンションやアパート、戸建て住宅が密集する住宅地の中にある。

経営面積	4.1a うち市街化区域内 : 2.3a (作業棟 : 2.3a)
従業員数	役員 (家族) : 3人 正従業員 : 3人 兼業従業員 : 7人 (パート雇用)
売上高	~1000万円 1000万円~ 3000万円 3000万円~

栽培品目別内訳

野菜: 野菜約15種類 (23a) 米 (18a)	野菜: 野菜60~70種類 (12a)	その他: 卵、お総菜 (12a)
---------------------------	---------------------	------------------

取組の特徴を教えてください

- 地元の学校給食等に地元農産物を提供するため、年約200種類の野菜を生産しています。
- 住宅地の中心に現場があるという特徴を活かし、農地の周りにあぐり送る事業会社「Chavi Pea」(チャヴィペール)を開店し、農産物のほか、加工品やお弁当、お総菜、日用品を販売しています。
- 生産した農産物の出荷・販売先は、学校給食が1割、直売店での販売、レストランやオーガニック食品店への配達等が約8割で、市場出荷はしていません。
- 近隣の住民、小学生、保育園、幼稚園、子育てサークルなど差別なく農業体験を行っています。
- また、小学生の授業の一環として、秋田の秋田、収穫、出荷、出荷まで体験を受け入れられるなど、学校給食と合わせて、農業に誇りを入れていきます。
- 野菜が苦手な子供も、自分で収穫した野菜は美味しいと買って食べてくれます。
- 特別支援学校の職業体験を受け入れ、職員さんや人が2週間農作業の授業を行っています。

取組のきっかけを教えてください

- 野菜をきっかけに、農地のみの自立を目指し、主体的に農業に参入することを決意しました。
- 自然食品祭の取組者への参加、市場通でこだわりの種や品種などの自給品を扱うことをきっかけに、都心のレストランやオーガニック食品店など、農業のみではなかった。新たな人と人のつながりが生まれ、買ってもらっている野菜をつくることで喜ぶようになりました。

取組の成功の秘訣を教えてください

- 学校給食への納入や直売店での販売のバリエーションを確保する必須農業を行っています。
- 野菜の仕入れは、関係者や農産物フェアなどのイベントを活用して人脈を築き、提携する業者も自ら見つけています。
- 2019年7月に有機農産物とオーガニックレストランのASIS認証を取得し、野菜の栽培には動物性肥料は使用せず、植物性の肥料を中心に配合した自前堆肥を活用しています。
- 直売店で提供する料理は、化学調味料や保存料を全く使わずに一切不使用です。産地・産地産地を基本に野菜を丸ごと活かす野菜を扱っています。
- 野菜は、野菜以外にも人や環境にやさしい安全な商品にこだわり、自給品にも販売しています。
- 有機農産物は、流通経路が確保で、都心の飲食店や食品店に届くまでに日数を要するため、新鮮な有機農産物のニーズがあることがわかりました。このため、都市農地の位置を活かし、新鮮な野菜をその日のうちにレストランやオーガニック食品店に、自ら車を運転し、二層の配送システムを構築しています。野菜の収穫や収穫のタイミング・方法まで細かく要望を受け取るため、レストランへも、自営業の営業をメインとしています。
- レストランからの注文、農産物のSNSや物販のSNSのグループに共有し、注文の数の目安に届け付けています。

ご苦労されたことがあれば教えてください

- 会社の月計や年次決算は、行動してもらえない従業員を雇用したり、または教育したりすることは非常に難しいです。

取組をしたいと考えている方へ一言お願いします

- 農地のニーズが明確であるかを事前に確認し、先手先手で準備しておくことが大切です。私も学校給食への納入から、都心のレストランの注文がきっかけで自給農産物の生産・販出に至っています。
- 都市農業はやり方次第でチャンスは多くありますので、柔軟に発想を考えてみることで可能です。私もやりたかったことが実現しました。

イガさんの畑 五十嵐 道氏 東京都 練馬区

(全農都の都市農地活用推進の推進委員の経験)

近隣の農地を借りて農業体験農園を拡大

栽培別内訳	野菜 (7a)	米 (約20種類)	その他 (41a)	農産物体験農園
-------	---------	-----------	-----------	---------

都市農地賃借法を活用した取組を教えてください

- 平成11年に農業体験農園「イガさんの畑」を開園しました。
- 農業体験農園では、利用者が30mの区画を利用して、年約20種類の野菜を栽培し、摘採・収穫から収穫までの一連の農作業を体験しています。
- 農園は、数年前行われた土地区画整理事業により、農地の一部が失われ、区画数も減少することとなりました。
- このようの中、農園に隣接した農地6区画を借りることができ、農園の区画を13区画確保することができました。その際、区画に農地を3区画、農園の区画を12区画確保しました。

農地はどのように見つけましたか

- 農園に隣接する農地の所有者は、高齢により農地の維持に苦慮していました。
- 都市農地賃借法委員会の事務局からその所有者に対して、都市農地賃借法が活用できることを説明していただきました。平成20年12月に区より都市農地賃借法の認定を受け、翌年2月に農地を借り始めることができました。

今後の展望を教えてください

- 農業体験農園の魅力は、消費者である利用者や農家との距離が近く、運れた野菜がおいしかったという体験の思い出を残すことにあります。
- 都市農業を最大限活用し、農園が区画をさらに確保する予定です。より多くの人が農業に親しみほしくと考えています。

經濟產業省

商店街活性化・観光消費創出事業

令和2年度予算額 30.0億円（50.0億円）

中小企業庁商業課
03-3501-1929
地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- (1) 補助（2/3以内）
- (2) 補助（2/3以内）
- (3) 補助（10/10定額）

国

※補助金上限額と下限額は、
(1)～(3)の合計額で補助金
上限額2億円、下限額200万円。

商店街等組織、
商店街等組織と民間事業者の連携体

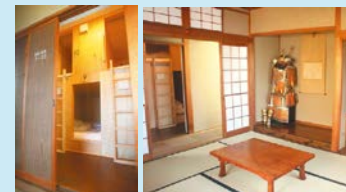
事業イメージ

(1) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込む環境整備の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



(画像出所) MIDOLINO 資料
シェアキッチンの整備

(2) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

(3) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

環境省



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち 低炭素化に向けたLRT・BRT導入利用促進事業

背景・目的

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進する。

事業概要

省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画に基づく取組の経費について支援

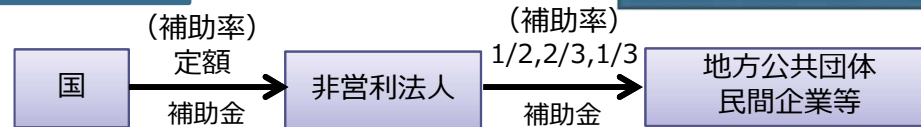
期待される効果

- マイカーから公共交通へのシフトによる自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2排出削減
- 地域における公共交通へのシフトの取組をモデル事業として全国に周知することで同種の取組を拡大



富山県高岡市 撮影：(公財) とやま環境財団

事業スキーム



【補助対象者】
地方公共団体、民間企業等

【補助割合】

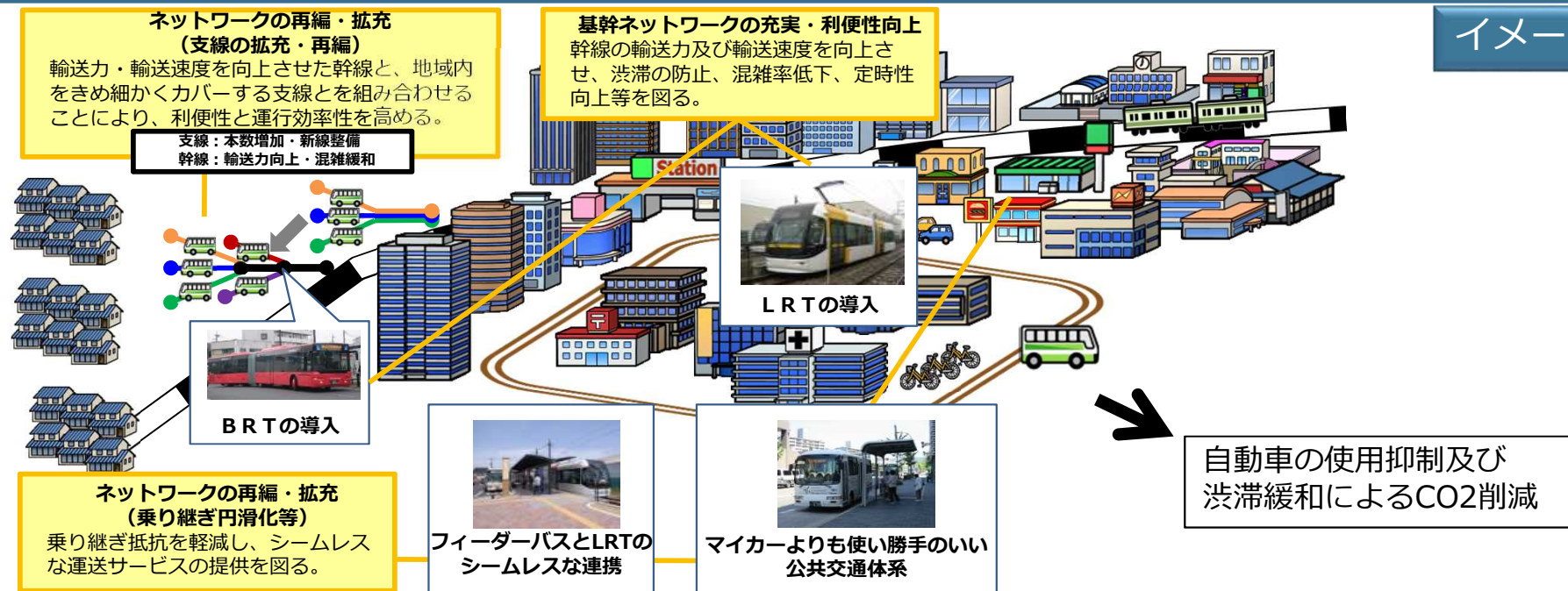
動力源の種類	補助率
電気自動車、燃料電池自動車	2/3以下
ハイブリッド自動車	1/2以下
ディーゼル自動車	1/3以下

LRTは1/2
BRTは右表のとおり

【実施期間】 2018年度～2021年度

- 【補助の対象となる取組】
- バス高速輸送システム（BRT）・次世代型路面電車システム（LRT）を中心とした公共交通利用転換事業
1. 基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）
 2. ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）

イメージ



災害時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月閣議決定）に基づき、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施し、災害に強い地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池等を導入する事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2、2/3、3/4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

4. 支援対象

災害時にも活用できる再生設備等



再生エネ



蓄エネ



コージェネレーション



高効率空調

公共施設（避難施設、防災拠点）
民間施設（避難施設、物資供給拠点等）





【令和2年度予算8,000百万円（6,000百万円）】

【令和元年度補正予算600百万円】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- 地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。

2. 事業内容

（1）脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

（2）地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ③ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
- ④ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業

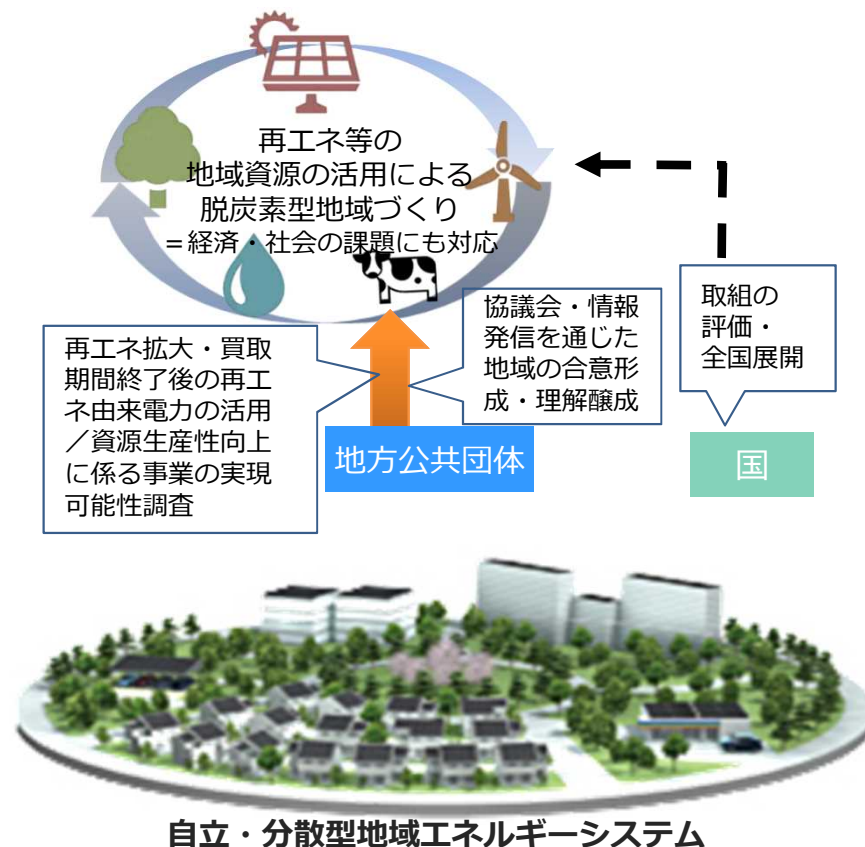
（3）地域の脱炭素交通モデルの構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業 / 間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室ほか:03-5521-8339/55 大臣官房総合環境政策統括官グループ環境計画課ほか:03-5521-8233
水・大気環境局自動車環境対策課：03-5521-8303



地域循環共生圏構築の土台となる脱炭素型地域づくりを推進します。

1. 事業目的

- ・ 地域循環共生圏の構築に資する取組の実現の蓋然性を高めるとともに、地域の実施体制の構築を行う。
- ・ 地域資源の最大限の活用や地域間連携、さらに民間資金の活用により、地域の自律・分散型エネルギーシステムや脱炭素交通モデル構築などの事業を支援し、野心的な脱炭素社会の実現を目指す。
- ・ 地域の中核となる団体が軸となり、脱炭素地域づくりに向けたネットワークの構築を図ります。

2. 事業内容

① 地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業

- ・ FIT買取期間終了後の再エネ由来電力の活用など地方公共団体と地元企業が連携した再エネの拡大／防災減災効果の向上を図る都市機能集約／高齢化社会に対応した都市部の交通転換や地域公共交通の脱炭素化等の事業検討を支援を行う。
- ・ 各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討を支援を行う。
- ・ 地方公共団体が中心となり地域関係者と合意形成等を行う取組や、必要な情報や知見を周知する取組の支援を行う。

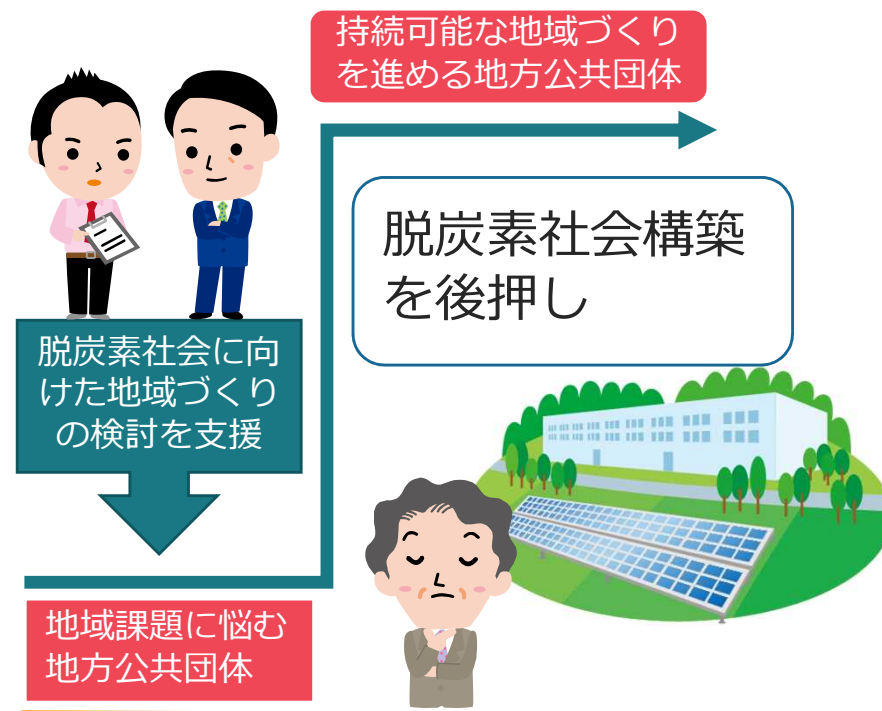
② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業

- ・ 地域の中核となる団体等が当該地域の脱炭素型地域づくりの先進例となるような取組に係る情報を収集し、全国に向けた情報発信を行う。また、脱炭素型地域づくりに向けて、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチングを行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①：間接補助事業（定額）／ ②：委託事業
- 補助対象及び委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ





地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 再生可能エネルギー自給率の高い自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- 災害時はエネルギーの自給が可能であり、気候変動の緩和にも貢献するエネルギー自給エリアを形成します。
- 温泉熱等の利活用を通じて経済好循環と地域活性化を図る地域づくりを促進します。

2. 事業内容

- 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
 - 補助事業による設備等導入が、地域循環共生圏の構築に確実に繋がっているか評価し、持続的な運用管理に向けた助言を行う。
 - 地域循環共生圏及び脱炭素社会を実現するために、自立分散型エネルギーシステムに求められる要素技術やシステム等を調査・整理し、支援、制度等の検討を行う。
 - 補助事業による実現可能性調査や地域関係者と合意形成等の取組について、分析・検証を行い、助言を行いつつ、横断的・体系的に整理し、普及・展開に向けた制度等の検討を行う。
- 地域の再エネ自給率向上を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
 - 計画策定、設備等導入支援を行う。
- 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
 - 計画策定、設備等導入支援を行う。
- 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進実証事業
 - 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対して支援を行う。
 - 全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、④の一部：委託事業 ②、③、④の一部：間接補助事業（定額,2/3）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



自立・分散型地域エネルギーシステム



地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

1. 事業目的

- 自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築を通じて、2050年温室効果ガス総排出量80%削減のトリガーとなる先導的モデルを構築し、ひいては地域循環共生圏の構築を図ります。
- グリーンスローモビリティやLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO2化を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

2. 事業内容

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
 - ・計画策定、設備等導入支援を行う。
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
 - ・CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンスローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンスローモビリティの導入支援を行う。
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
 - ・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
 - ・鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

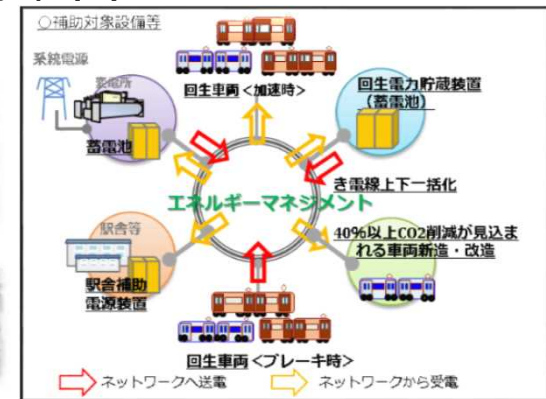
3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ②の一部：委託事業
 - ①、②の一部、③：間接補助事業（定額,2/3,1/2,1/3,1/4）
- 委託先及び補助対象
 - 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間
 - 令和元年度～令和5年度（③のうちLRT・BRT導入支援は令和3年度まで）

4. 事業イメージ



LRT・BRT

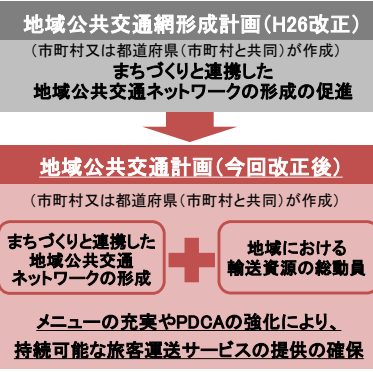


鉄道事業等の省CO2化

国土交通省(総合政策局)

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
 - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
 - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な送迎資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
 - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

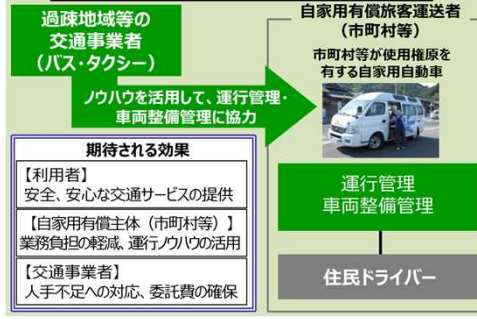
実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズへも対応**

交通事業者協力型自家用有償旅客運送



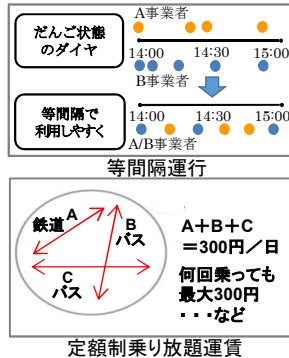
貨客混載に係る 手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
 - ⇒旅客・貨物運送サービスの**生産性向上を促進**
-
- 貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

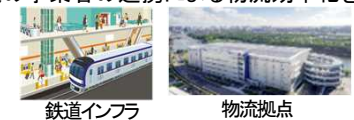
- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**
⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaSのための**協議会制度を創設**
⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**



交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
⇒交通ネットワークを充実
 - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進



○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成

- ・地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進（作成経費を補助 ※予算関連）
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮）
- ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化

○地域における協議の促進

- ・乗合バスの新規参入等の申請があった場合、国が地方公共団体に**通知**
- ・通知を受けた地方公共団体は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、地域の協議会で議論し、国に意見を提出

地域公共交通網形成計画(H26改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した
地域公共交通
ネットワークの形成



地域における
輸送資源の総動員

メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



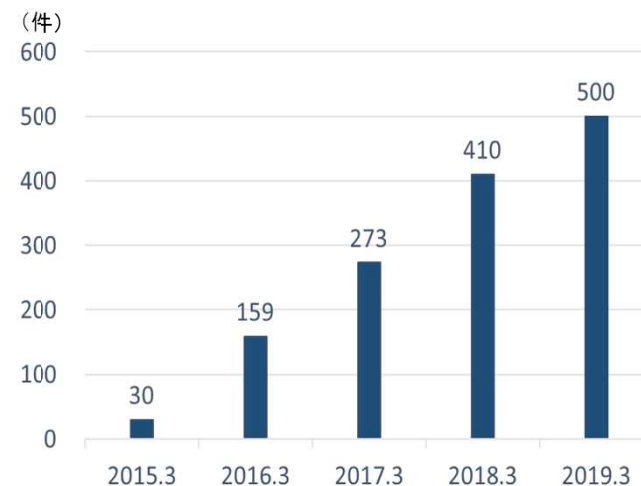
自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、
病院・商業施設等の送迎サービスなど

地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



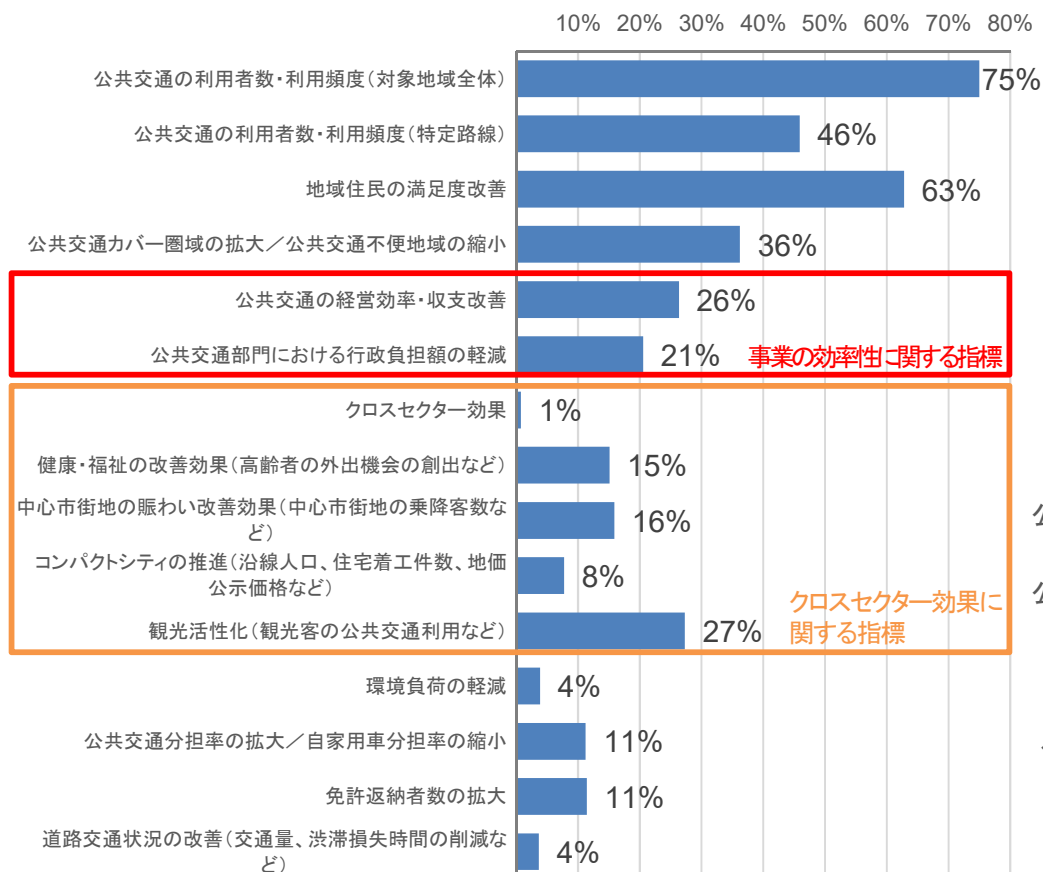
【目標設定】

- 「利用者数」「満足度」については、6割以上が設定。一方、事業の効率性に関する指標である「収支」「行政負担額」については、2割程度にとどまる。
- 人の移動がもたらすクロスセクター効果（健康、福祉、医療、まちづくり、観光等への影響）を考慮した目標設定も重要。

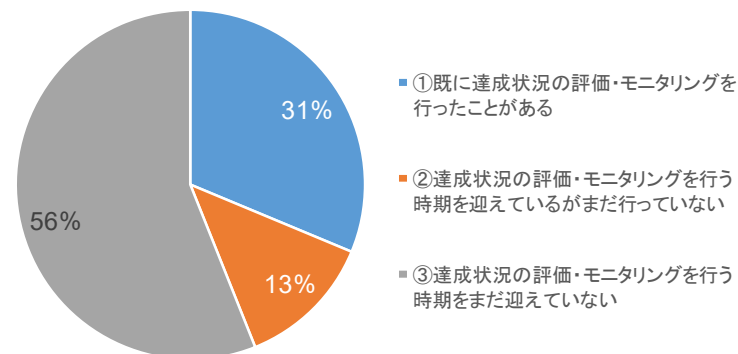
【実施状況の分析・評価】

- 既に評価を実施した地域は、3割程度。一方、実施予定時期が到来しているものの、評価を未実施の地域もある。
- 「利用者数」「収支」について、毎年度評価を実施していない地域も見られる。

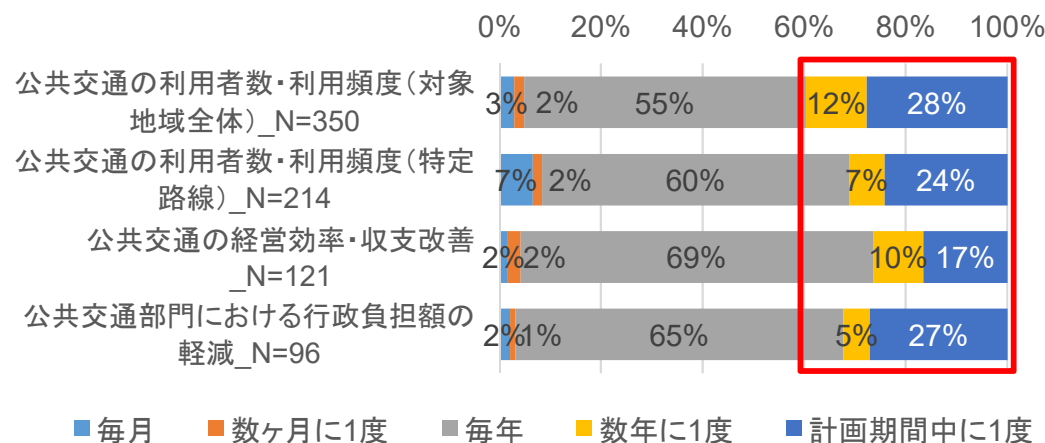
● 網形成計画等での数値指標の設定状況 (N=516)



● 網形成計画における目標の達成状況の評価・モニタリングの実施状況 (N=505)



● 数値指標別評価・モニタリングの実施時期



※令和元年度国土交通省アンケート調査より

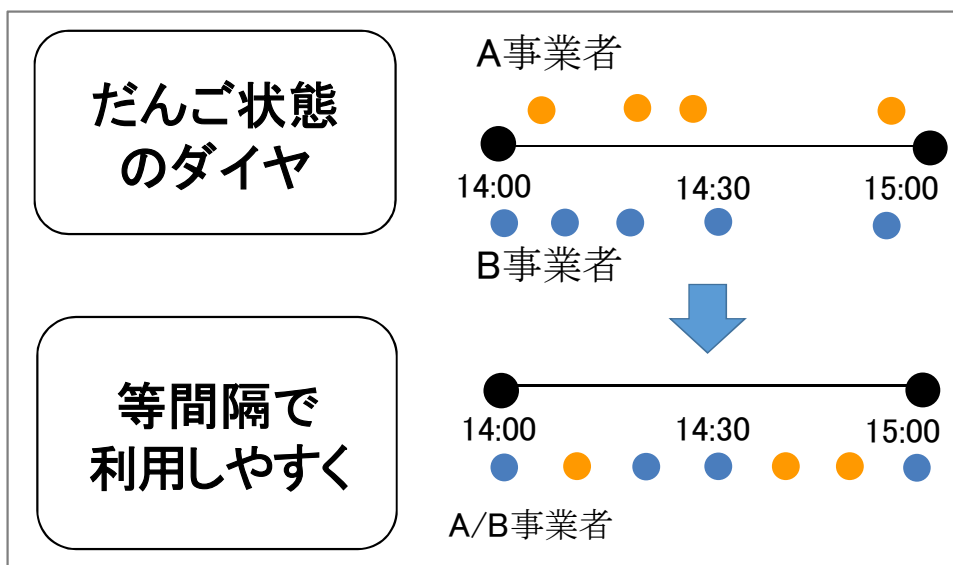
既存の公共交通サービスの改善の徹底 (①利用者目線による路線の改善、運賃の設定)

【現状】

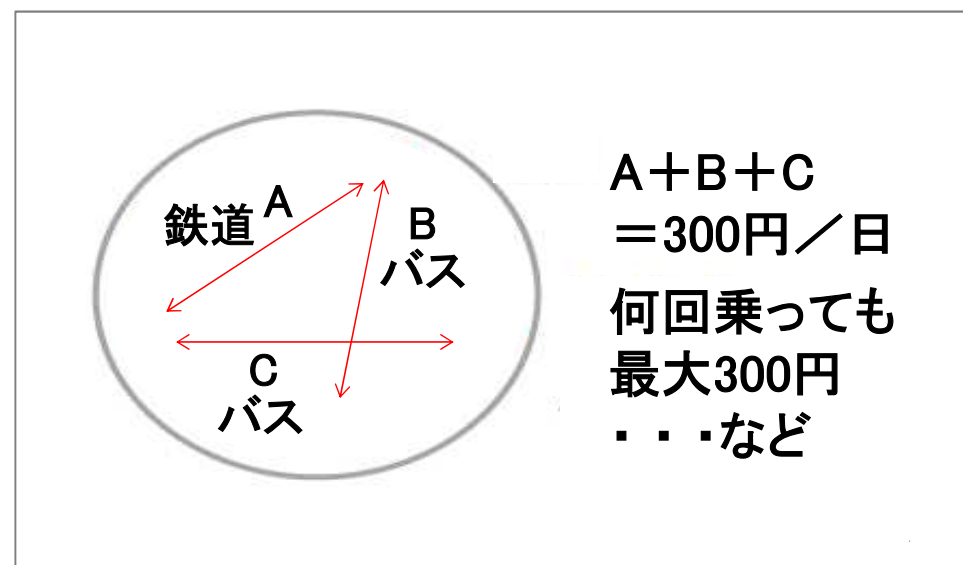
- 地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難

【改正案】

- 「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継ぎ割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法(令和2年5月成立)**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



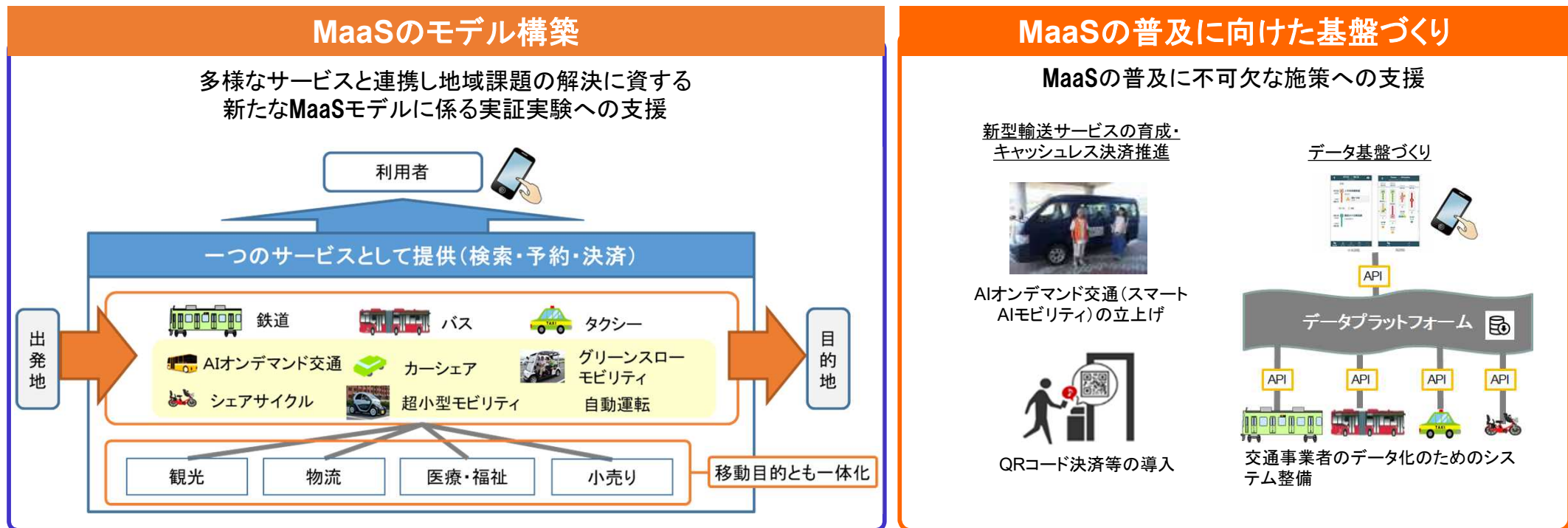
等間隔運行



定額制乗り放題運賃

令和2年度予算額 9.06億円
※令和元年度補正予算含む

新たなモビリティサービスであるMaaS (Mobility as a Service) の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進めることを目的として、地域課題の解決に資するMaaSの実証実験やMaaSの普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。



国土交通省(住宅局)

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の概要

社会資本整備総合交付金、
防災・安全交付金の基幹事業

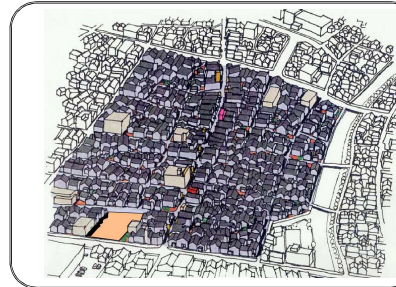
密集市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。

【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上(重点供給地域は概ね2ha以上)
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上(重点供給地域は概ね0.5ha以上)
- ・地区内の換算老朽住宅戸数が50戸以上(重点供給地域は25戸以上)
- ・住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上



地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
 - コミュニティ施設の整備
(集会所、子育て支援施設等)
- (交付率：1/2、1/3)

老朽建築物等の除却・建替え

老朽建築物、空き家等の除却

買収費、除却工事費、通損補償等(交付率：1/2、1/3、2/5)

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等(交付率：1/3)

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等(交付率：1/3)

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を助成 (戸建住宅にも助成)

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等(交付率：1/3)

無接道敷地の解消に資する戸建住宅の建替えの促進 【令和2年度予算拡充事項】

- ・建替後の敷地面積要件：原則150㎡以上→75㎡以上
- ・建替後の構造要件：耐火建築物等又は準耐火建築物等



受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

都市再生住宅等整備事業

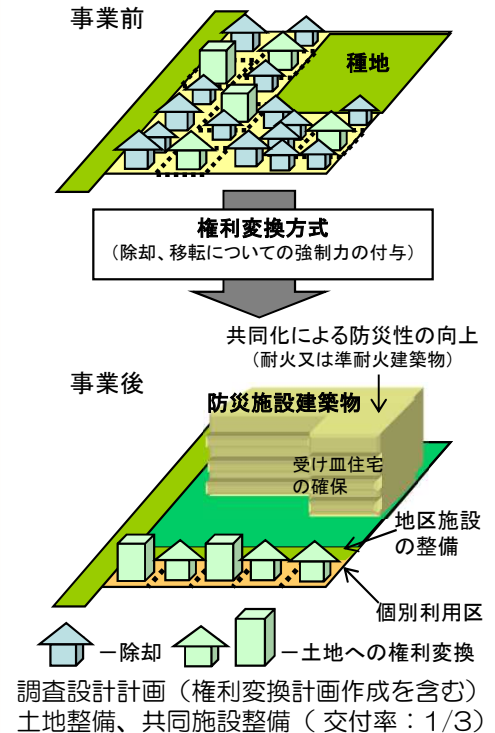
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等(交付率：1/3、1/2、2/3)

民間事業者による従前居住者用住宅(都市再生住宅)を含む住宅の整備の促進【令和2年度予算拡充事項】

- ・従前居住者用住宅以外の住宅についても、優良建築物等整備事業とのパッケージにより支援

防災街区整備事業

建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う



調査設計計画(権利変換計画作成を含む)土地整備、共同施設整備(交付率：1/3)

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備(交付率：通常事業に準ずる)

空き家対策総合支援事業

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却
例:特定空家等の除却
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用
例:空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・関連する事業等
例:周辺建物の外観整備、実態把握、所有者特定

R2拡充事項

- 所有者の自主的対応が困難である場合に限り、行政代執行の際の除却費用及び関連費用を補助対象に追加
※略式代執行の際の除却費用は現行制度でも補助対象
- 不良住宅の除却の補助対象を重点化
- 実態把握について、空家等対策計画の内容充実を要件化

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、空き家を除却し防災空地を整備

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など、民間事業者等と連携して事業を推進

補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

- ①空家等対策計画を策定
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある

R2拡充事項

- 総合的なソフト対策の取組の要件化

補助率

	所有者が実施			地方公共団体が実施	
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5	所有者 1/5	国 2/5	地方公共団体 3/5
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3	所有者 1/3	国 1/2	地方公共団体 1/2

事業期間

平成28年度～令和2年度

※社会資本整備総合交付金等でも同様の支援が可能

※下線部はR2予算による改正箇所

防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等に対し、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。

【対象事業】

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・防災街区整備事業
- ・都市再生整備計画事業の交付対象事業
- ・地域住宅計画に基づく事業の交付対象事業
- ・認定集約都市開発事業

※その他、住宅部分については地域要件等あり

【事業概要】

<必須要件>

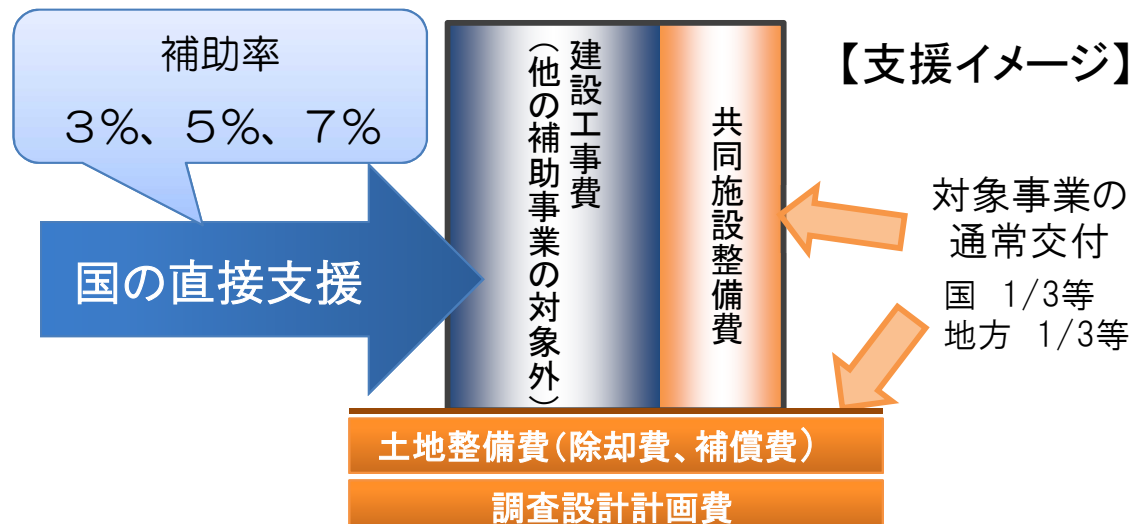
- ・ 高齢者等配慮対策 (バリアフリー化)
- ・ 子育て対策 (バリアフリー化、防犯性)
- ・ 防災対策 (帰宅困難者支援[都市部]、構造安全性)
- ・ 省エネルギー対策 (省エネルギー誘導基準への適合)
- ・ 環境対策 (リサイクル性への配慮、劣化対策)



<選択要件>

- ・ 防災対策 (帰宅困難者支援[地方部]、延焼遮断、津波に対する構造安全性、雨水対策)
- ・ 環境対策 (ライフサイクルコスト、都市緑化(要件見直し)、木材利用)
- ・ 子育て対策 (遮音性向上、居住環境、共働き世帯支援)
- ・ 生産性向上 (BIMの導入)

【支援イメージ】



【補助金額】

補助対象事業の建設工事費(他の国庫補助に係る補助対象事業費を除く)に対し、要件の充足数に応じて、以下の割合を乗じて得た額の範囲内とする。

必須要件	のみ	・・・	3%
必須要件	+ 選択要件の1項目	・・・	5%
必須要件	+ 選択要件の2項目	・・・	7%

国土交通省(都市局)

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり〔都市計画法、都市再生特別措置法〕

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等
- ＜災害レッドゾーン＞
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
- ＜災害イエローゾーン＞
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり〔都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法〕

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占有手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
（KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
（KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転計画

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

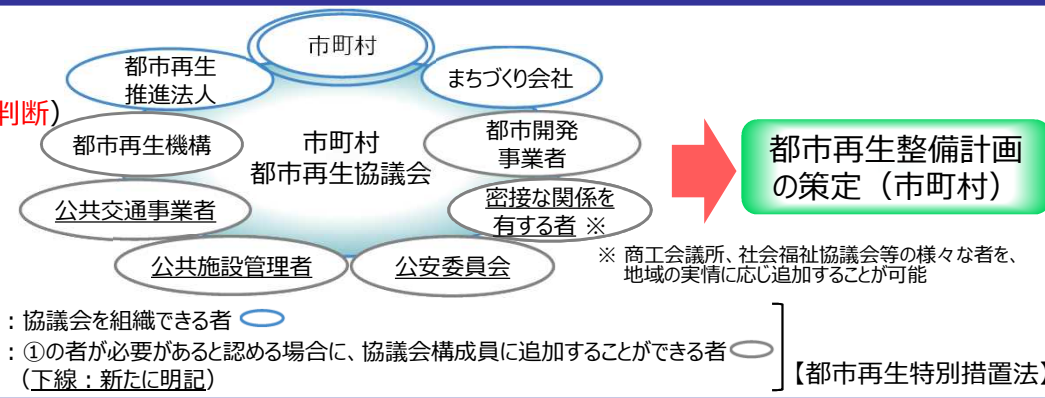
【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- 市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*（まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断）
 - * 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
 - * 協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会 その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- 市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ
 - [予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

官
街路等の公共空間の改変

民
オープンスペースの提供・利活用

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）
[予算] 交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化 ① や建物低層部のガラス張り化等 ②
[税制] 固定資産税の軽減
[予算] 補助金による支援

・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）

事故のリスク！

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施
* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
[金融] 低利貸付による支援

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

- 居住誘導区域における日常生活に必要な施設の立地促進、地域特性に応じた都市農地の保全・活用、市町村の単位を超えた広域連携の推進等により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進。

◆ 日常生活の利便性向上

- ・立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など **日常生活に必要な施設の立地を促進**する制度の創設

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット

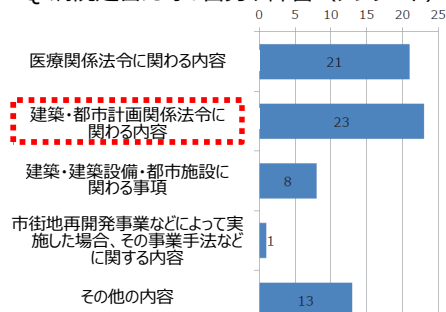


コワーキングスペース



病院

Q:病院建替え時の苦勞や障害（アンケート）



出典：「病院の建替えに伴う都市計画上の課題の抽出と解決策の提案」(H30.2一般社団法人東京都病院協会)

◆ 都市農地の保全・活用

- ・農業と調和した良好な居住環境を確保するための **新たな地区計画制度**（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う **税制特例**（相続税・贈与税の納税猶予等）



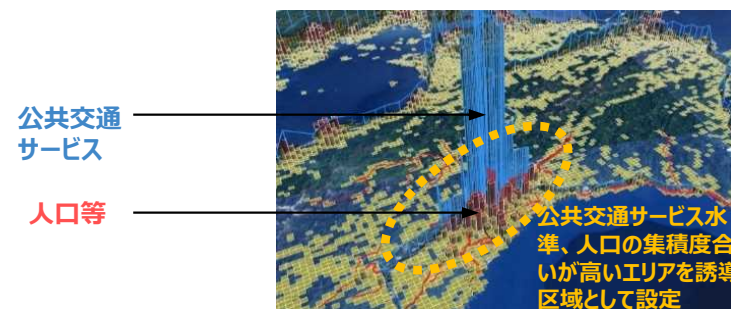
◆ 移転跡地の管理・利用の促進

- ・居住誘導区域外において、良好な生活環境の確保や美観風致の維持のため、跡地等の適正管理に加え、**跡地における緑地、広場等の利用を推進**（跡地等管理協定等の対象に利用に関する事項を追加）



◆ 官民データの活用

- ・人口、公共交通等の **官民データを立地適正化計画の作成やまちづくりに活用**



◆ 広域連携の推進

- ・**複数市町村が連携した立地適正化計画**の作成を推進

コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。【補助率：地方公共団体 1/2、民間事業者 1/2、1/3】

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

【計画策定の支援】

- ①立地適正化計画※
- ②PRE活用計画
- ③広域的な立地適正化の方針
- ④低炭素まちづくり計画

補助対象者

地方公共団体

- 市町村都市再生協議会
- PRE活用協議会
- 鉄道沿線まちづくり協議会

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、上限550万円まで定額補助

【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

【誘導施設等の移転促進支援】

- 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援
- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
 - 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■ 居住機能への支援

【居住機能の移転促進に向けた調査支援】

※上限500万円

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



令和2年度 拡充事項

- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、計画策定の支援を定額補助（上限550万円）にて支援
- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、誘導施設移転に係る除却対象の移転後の延床面積要件を、1,000㎡以上から500㎡以上に緩和
- 複数自治体が共同して立地適正化計画を作成する場合、計画策定の支援の補助対象者に「市町村都市再生協議会」を追加
- 立地適正化計画において防災対策が位置付けられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査への支援を追加

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集中的な支援を行うため、令和2年度予算において、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化し、「都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）」を創設。

概要

- 事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※
 - 施行地区：都市機能誘導区域内、居住誘導区域内
 - 対象事業：誘導施設、公共公益施設の整備等
 - 国費率：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（都市機能誘導区域外）
- ※民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。

支援対象(例)

都市・居住機能の集約

都市機能誘導区域・居住誘導区域における医療・福祉・生活・子育て施設等の整備や公共公益施設の整備等を集中的に推進

居住誘導区域
都市機能誘導区域

病院
駅
広場
子育て支援施設

※郊外の“にじみだし的な開発”抑止のため、11号条例の運用を厳格化

誘導エリアの防災力強化

立地適正化計画に位置づけた防災対策に基づく、都市機能誘導区域・居住誘導区域におけるハード・ソフトの防災対策を推進

地域防災施設（緊急避難施設、避難路等）の整備

避難施設
避難路

民間による災害弱者施設の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進

災害弱者施設
移転

指定ハザードエリア 居住誘導区域 都市機能誘導区域

※居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底

※立地適正化計画の策定に至らないまちづくりは、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金により支援

都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の創設(2/2)

その他個別の改正事項

(ア) 空き地等の発生による外部不経済の防止

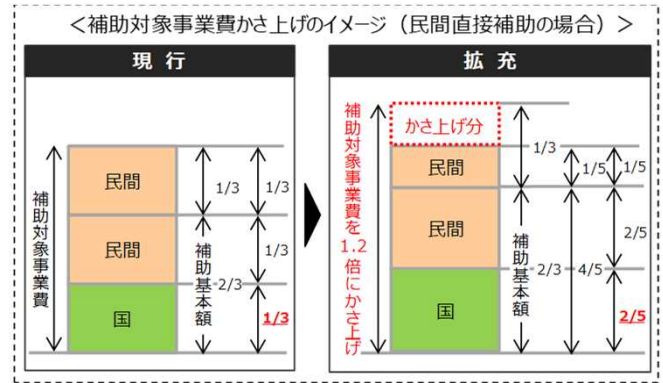
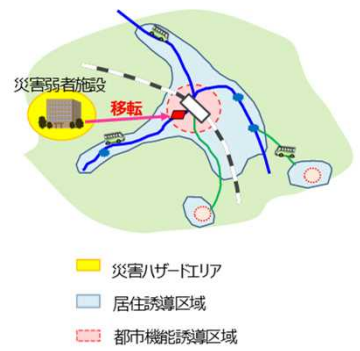
空き地等の発生による外部不経済の防止と戦略的な誘導のため、居住誘導区域外の一部の区域において緑地化等の最低限の整備を支援対象に追加する。事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※

(イ) 水辺とまちが融合した良好な空間形成の促進

水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進するため、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域を支援対象に追加する(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。

(ウ) 災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内への移転の促進

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく、民間による「災害弱者施設(病院、老人デイサービスセンター、乳幼児一時預かり施設等)」の災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への移転を促進するため、当該事業の誘導整備にかかる補助対象事業費を1.2倍に嵩上げする。



(エ) 中枢中核都市と周辺市町村による広域連携の促進

中枢中核都市の機能強化のため、中枢中核都市が周辺市町村と連携した立地適正化計画を策定した場合、周辺市町村と機能分担して共同で活用・整備する誘導施設を支援対象に追加する。

【誘導施設整備の支援対象】

- 現行** 三大都市圏域の政令市及び特別区を除く市町村及び当該都市の民間事業者等
- 拡充** 近隣市町村と連携した立地適正化計画を策定した中枢中核都市及び当該都市の民間事業者等を追加。



(オ) 民間ノウハウを活用した都市機能誘導の促進

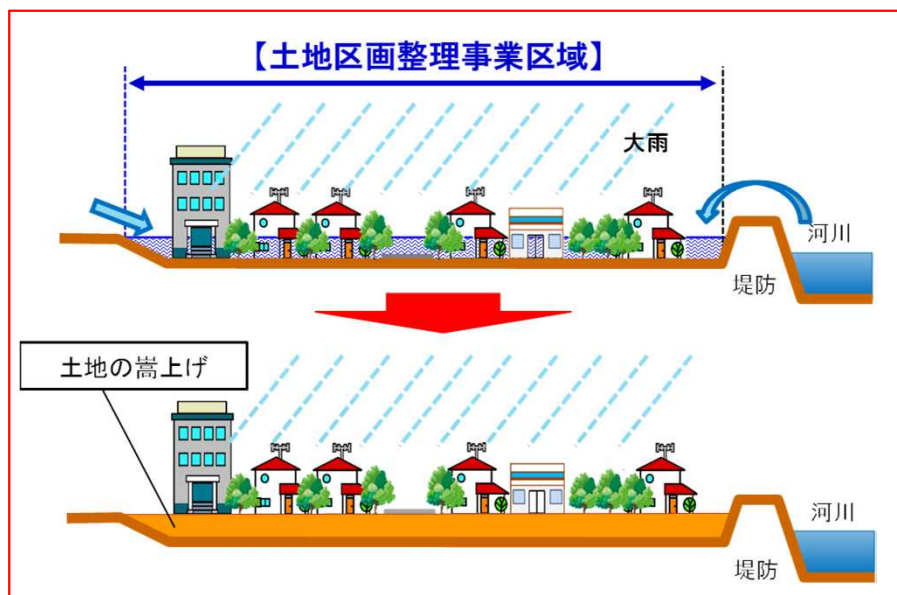
官民連携による効果的な誘導施設の整備を推進するため、誘導施設の整備主体が市町村等の場合、施設の計画・設計段階における民間ノウハウの活用等を要件化する。

- 令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

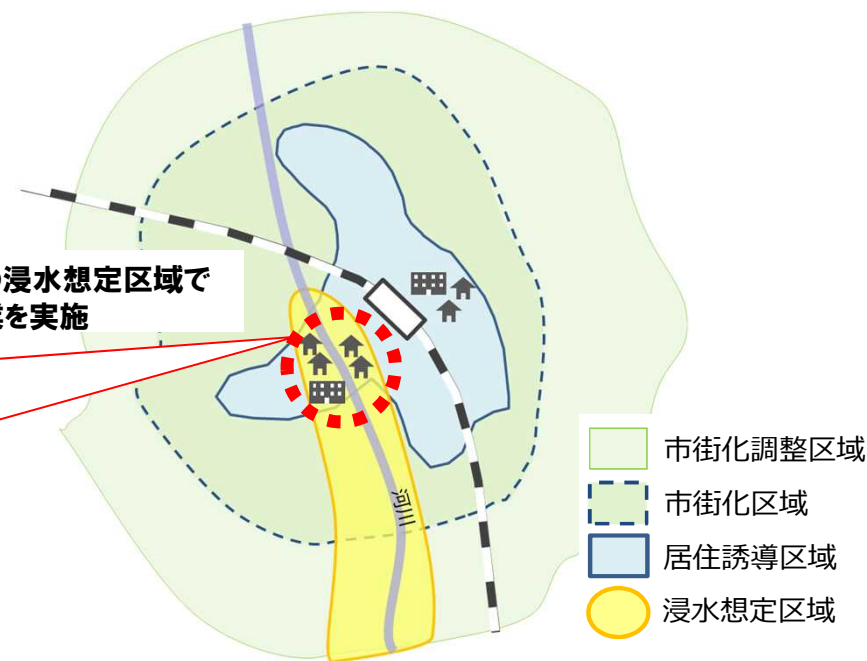
■ 拡充内容

- ・ 居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】



居住誘導区域内の浸水想定区域で
土地区画整理事業を実施



【対象要件】

- ①、②および③を満たす場合について、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入
- ①その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
- ②居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
- ③立地適正化計画に浸水対策が記載されており、当該立地適正化計画に即して行われる事業

防災集団移転促進事業の概要

- 住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業費の一部を補助
- 地域の合意形成の下、地域まるごとの集団移転を行い、地域コミュニティの維持、防災性向上を実現
※防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年制定）に基づく事業

【事業の要件】

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、集団移転促進事業計画を定める。

移転促進区域の設定

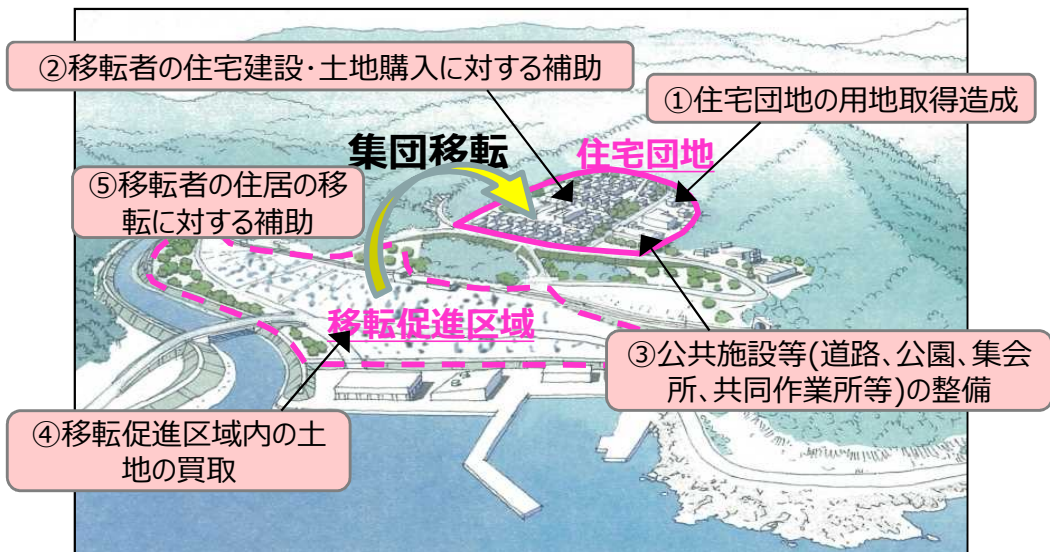
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある災害危険区域
※事業区域を建築基準法第39条の災害危険区域として建築禁止である旨を条例で定めることが必要

住宅団地の規模

10戸以上（かつ移転しようとする住居の数の半数以上）であることが必要
ただし、浸水想定区域・土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）であって、堤防等の治水施設整備が不十分な場合は、5戸以上（事前移転の促進）

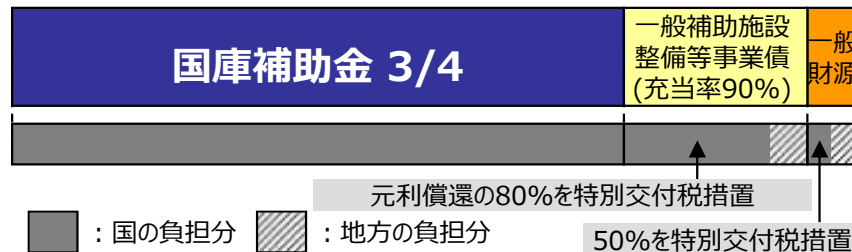
【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成に要する費用（団地を移転者に分譲する場合は国庫補助対象外）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する経費
- ④ 移転促進区域内の土地の買取に要する経費（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る）
- ⑤ 移転者の住居の移転経費（引っ越し費用等）に対する補助に要する経費
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）



赤字下線部は令和2年度予算拡充事項

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
 - 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
- ※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

- **スマートシティはSociety 5.0の総合的なショーケース**
- エネルギーを始めとした「**個別分野特化型**」の取組から、官民データ、ICT、AIを活用し、交通、観光、防災、健康・医療、エネルギー・環境等、複数分野にわたる「**分野横断型**」の取組みへ
- モデル事業で取組みを加速。将来的に全国の都市に標準装備として展開することを目指す

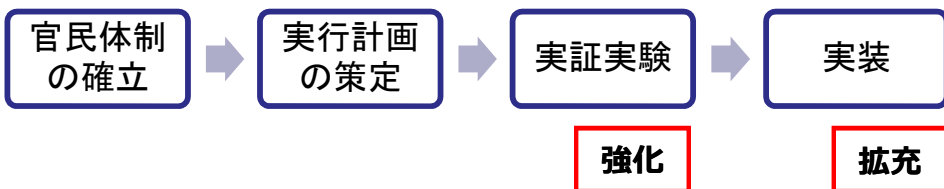
都市・地域におけるインフラデータはじめ、官民の様々なデータを収集・見える化



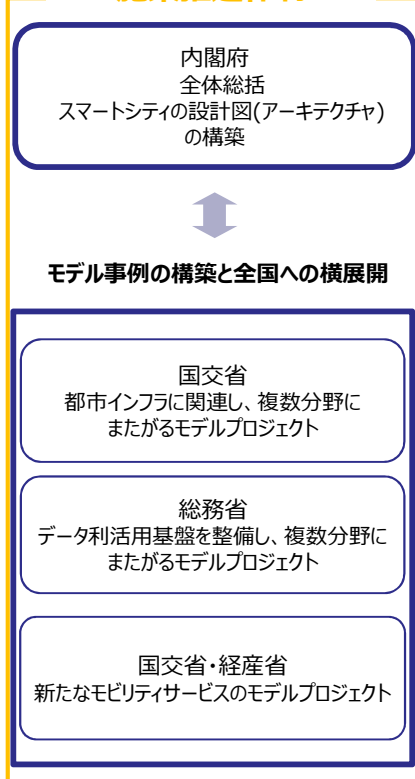
スマートシティ関係予算の拡充 ～スマートシティ実証調査～

スマートシティの分野で、我が国が世界の先導役となることを目指し、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う先行モデルプロジェクトを募集し、スマートシティの取組を支援。

国土交通省におけるスマートシティの展開



関係府省連携による 施策推進体制



官民連携によるプロジェクト推進体制 (令和元年8月設立)

スマートシティ官民連携プラットフォーム 482団体



(令和元年12月末現在)

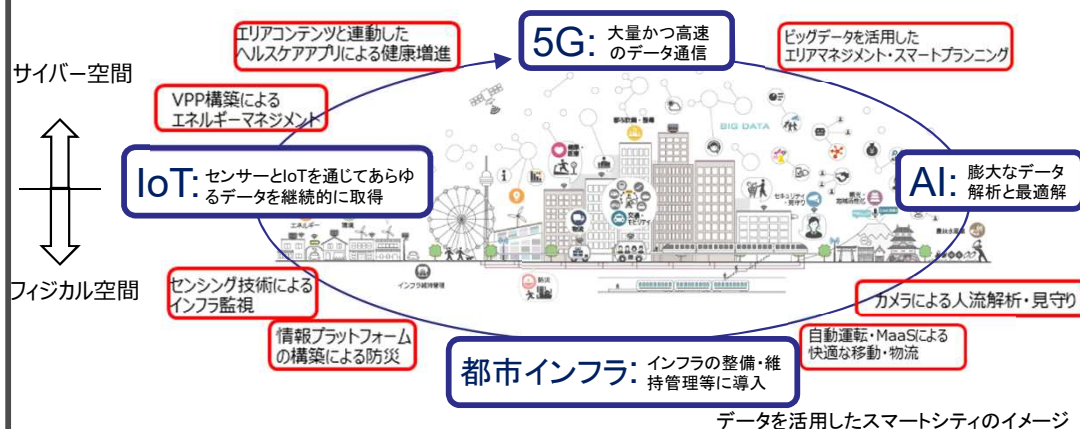
スマートシティモデルプロジェクト

全国の牽引役となる「先行モデルプロジェクト」を対象に、優れたプロジェクトにおける実証実験を支援。

- ※ 先進性、効率性、継続性、汎用性に基づき、有識者委員会の審査を経て選定
- ※ R年に選定された先行モデルプロジェクトとR2年度に選定する先行モデルプロジェクトの中から、R2年度に実施予定の実証実験に対して支援
- ※ 実証実験への支援は1プロジェクトあたり2,000万円を上限とし、プロジェクト全体において同額以上の負担をコンソーシアムが行うことが必要

○スマートシティの取組

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合した「Society 5.0」の実現に向け、官民関係者の連携のもと、世界の先導役となる取組を展開するとともに、スマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、AI、IoTなどの新技術やデータの活用と都市インフラを一体として戦略的・集中的に整備。



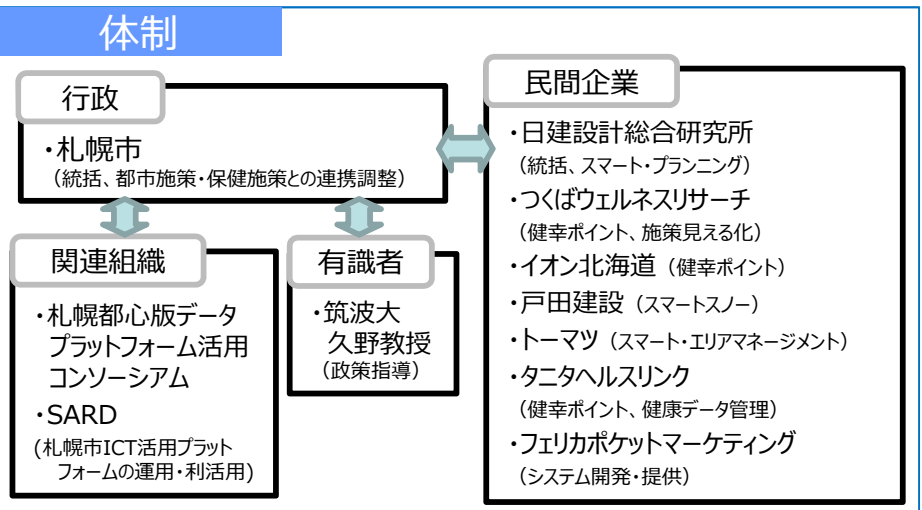
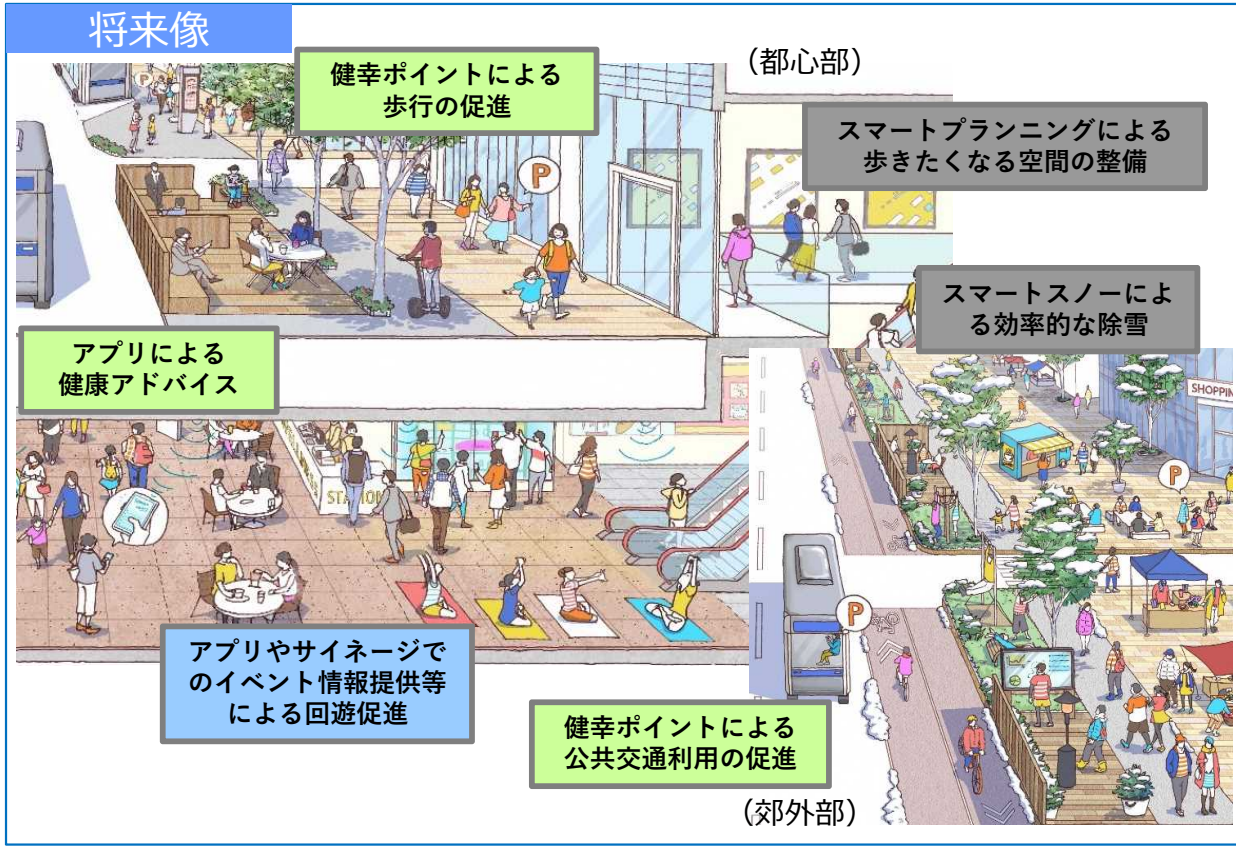
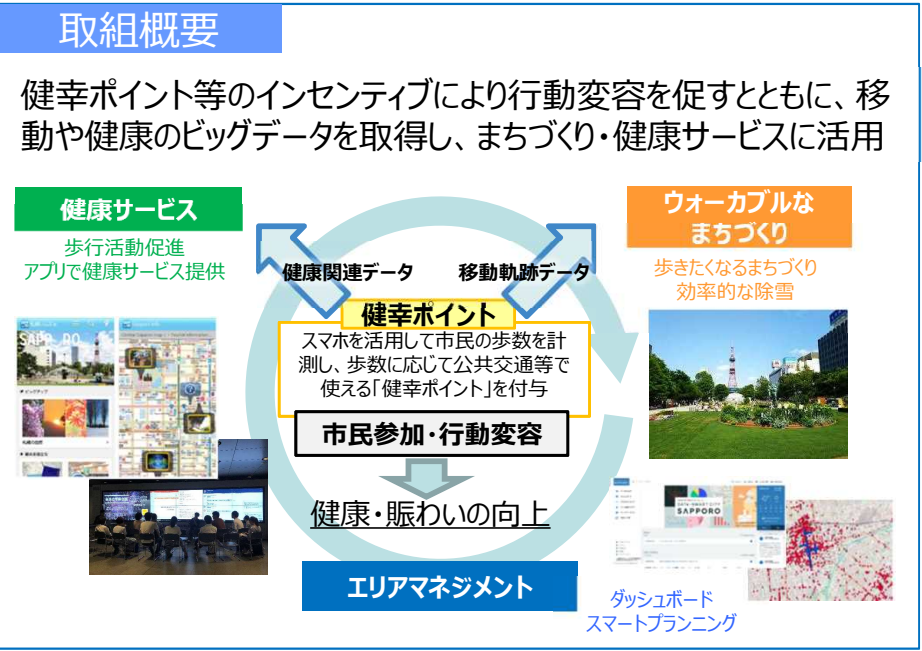
スマートシティの全国展開

スマートシティに意欲的に取り組む官民コンソーシアムを対象に、官民連携プラットフォームを活用したマッチングや、モデルプロジェクトの課題や成果等の横展開を図るためのガイドラインの策定等によるスマートシティの取組の拡大。

ICTにより健康・快適を実現する市民参加型スマートシティ実行計画（札幌市）

健康寿命が全国平均を下回り、政令市の中でも下位に位置している現状に対し、市民参加型のスマートシティにより健康と賑わいの向上を目指す。

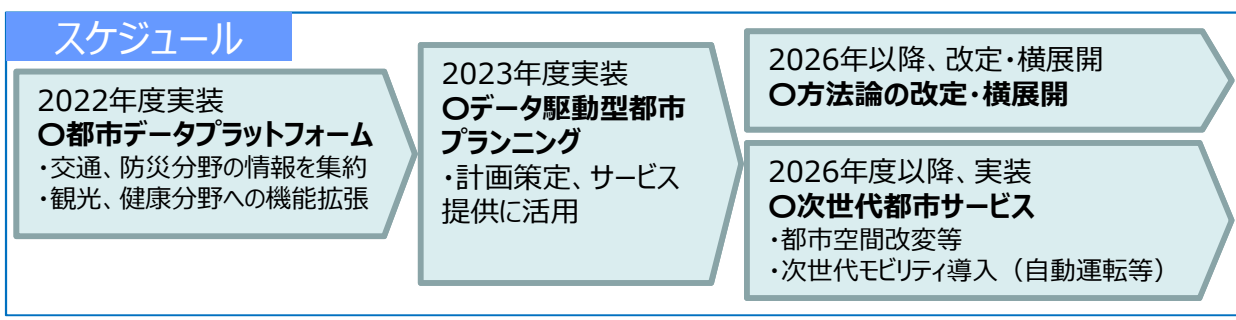
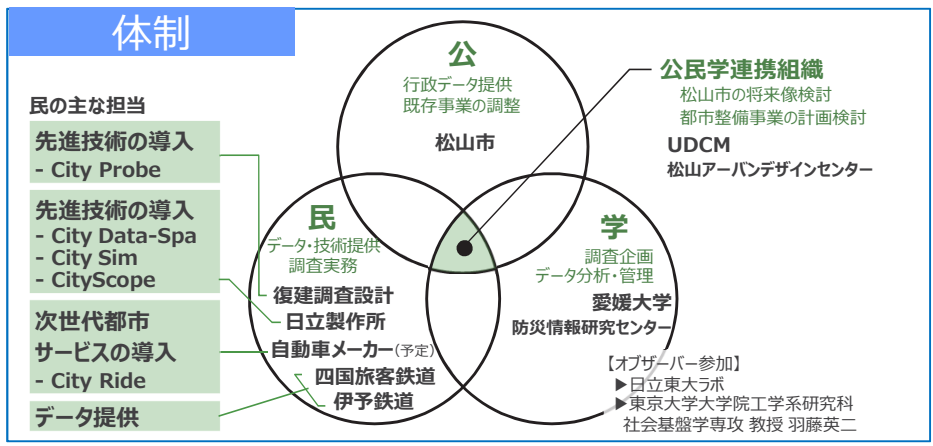
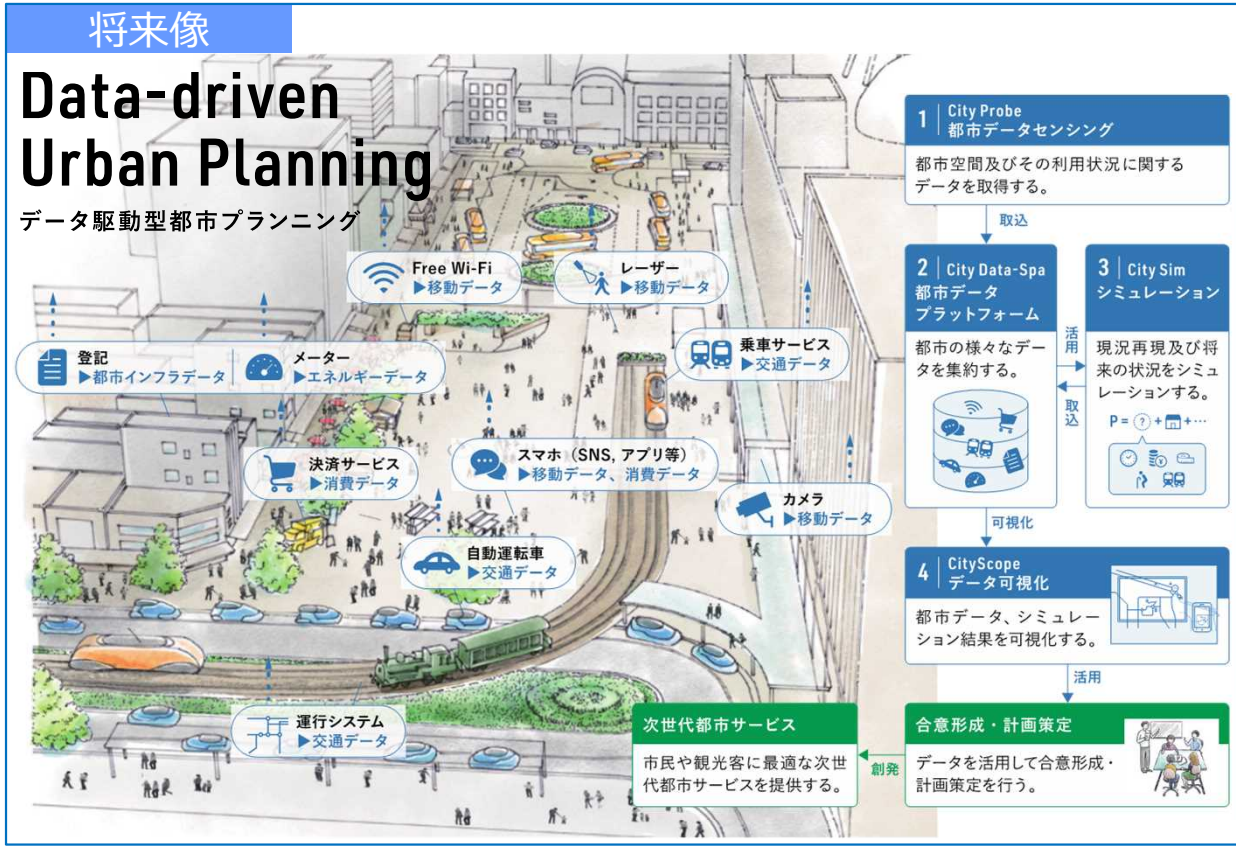
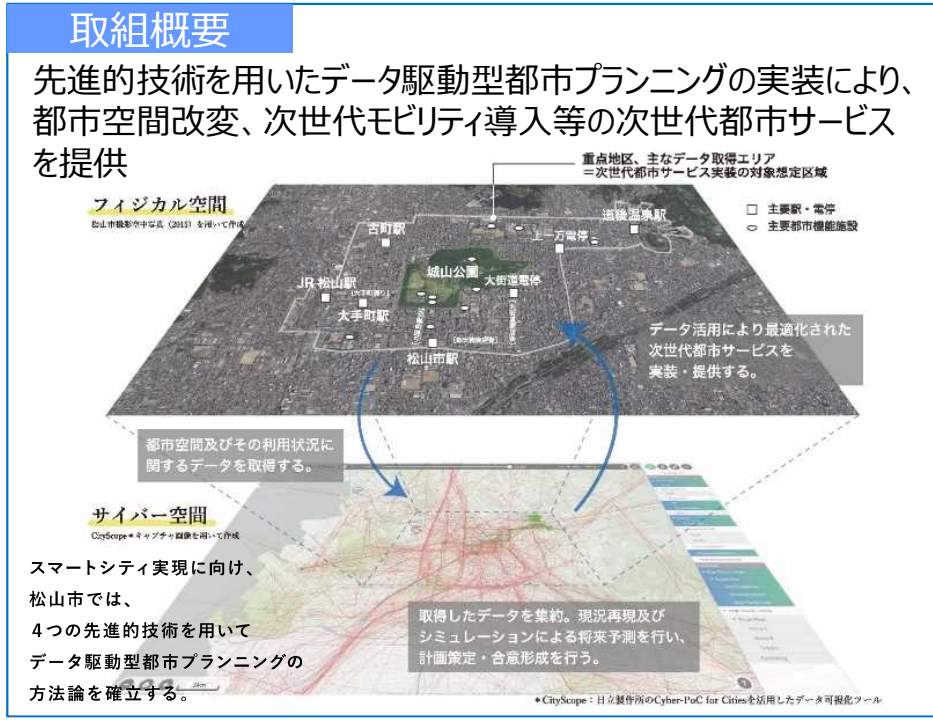
- ### 目標
- 健康指標：平均歩行時間 約20分/日の増加（約30%増）（2024年）
 - 賑わい指標：観光消費額 7000億円/年（約20%増）（2024年）



松山スマートシティプロジェクト実行計画（松山市）

データに基づいて都市マネジメントを行う「データ駆動型都市プランニング」を実装。様々な都市データの組み合わせにより、歩いて暮らせるまちづくりのほか、健康増進、地域活性化など複数課題の解決を目指す。

- ### 目標
- ・外出率 80% (2030年度)
 - ・滞り時間 0.5時間増 (2030年度)
 - ・笑顔観測数 500人増 (2030年度)
 - ・トリップ数 3トリップ/人・日 (2030年度)
 - ・歩行距離 0.5km増 (2030年度)
 - ・遅い交通分担率 70% (2030年度)



スマートシティの推進にあたり、IoT等のセンシング技術等の都市インフラへの内装化を推進するため、都市インフラ関係の主要事業において、データの公共的利活用を前提に、公共施設等と情報化基盤施設※の一体的整備等に対する支援を実施。

※情報化基盤施設：センサー、ビーコン、画像解析カメラその他先端的な技術を活用した施設等

拡充内容等

	対象事業※1	対象事業者※2	補助率等
都市再生整備計画事業	一体的に行われる情報化基盤施設の整備に対し、引き続き支援を実施	市町村 市町村都市再生協議会	概ね4割
拡充 国際競争拠点都市整備事業	道路・鉄道施設等の重要インフラの整備、市街地開発事業 + 一体的に行われる情報化基盤施設の整備を追加	地方公共団体 都市再生機構 法律に基づく協議会	1/3 (市街地再開発事業) 1/2 (市街地再開発事業以外)
拡充 都市・地域交通戦略推進事業	都市交通システム整備 (公共交通、交通結節点等) + 一体的に行われる情報化基盤施設整備、自動運転バスの社会実装に向けた社会実験等を追加	地方公共団体 法律に基づく協議会 都市再生機構 都市再生推進法人 等	1/3 (立地適正化計画に位置付けられた事業は1/2)
拡充 メザニン支援事業	<支援限度額> 公共施設等の整備費 + 情報化基盤施設の整備費用を追加	民間事業者 (国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に限る)	「公共施設等整備費」または「総事業費の50%」のいずれか少ない額

※1 情報化基盤施設を通じて取得される情報を、公共の取組等の用に供することが要件

※2 スマートシティ官民連携プラットフォーム加入者に限る

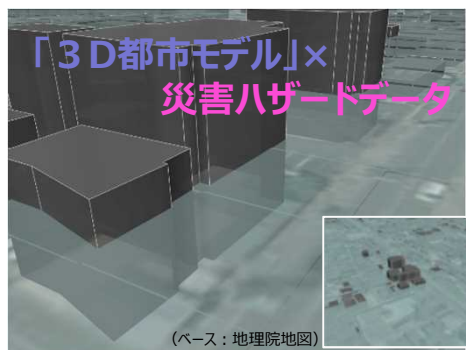
（世界水準の「3Dデジタルマップ」に基づく、全体最適、市民参加型の機動的な都市インフラ開発・まちづくり）

「3D都市モデル」の構築：まちづくりのデジタル基盤



- あらゆる都市データの基盤として、2次元地図から「3D都市モデル」を構築
- まずは、**全国数十都市において先行モデルを製作**
 - ・必要なデータ収集（調査、航空測量等）
 - ・都市計画基礎調査情報の充実（建物・地盤の高さ、属性（木造/RC造/鉄骨造）等）
 - ・データ変換（GIS化、3D表示化）等
- 全国共通の仕様**で作成し、**データをオープン化**
⇒行政、民間事業者、住民が用途に合わせて活用

「3D都市モデル」×都市活動データ（防災、環境・エネルギー、交通等）



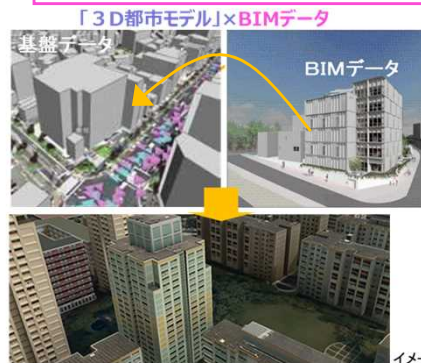
【活用例】

- デジタル上の3Dマップに、課題に応じて関連データ（浸水想定、気温、CO2排出量、人流・物流等）を挿入
- 各課題について、より現実に近い形で、具体的・精緻に構想・シミュレーション等を展開（＝デジタルツイン）

（ベース：地理院地図）

イメージ

「3D都市モデル」×BIM/CIMデータ（施設の詳細情報等）



【活用例】

- 基盤となる「3D都市モデル」に構造や大きさ・高さ、ガラス透過率、壁面素材といったBIMデータを追加
- 日影や風、光環境（光の吸収や反射）をはじめとしたまちの環境への影響などを詳細に解析し、一連のまちづくりに係るシミュレーションを実現

イメージ

“City as a Service” の実現

全体最適・持続可能なまちづくり

- ・防災、環境、交通等の個別課題毎でなく、分野横断・一体的なシミュレーションに基づいた、全体最適の構想・計画により持続可能なまちづくりを推進

人間中心・市民参加型のまちづくり

- ・立体モデルの具体的で精緻なまちの現状・将来パターンを、一部の専門家でなく市民レベルに共有
- ・課題を市民目線に落とし込み、多様な主体の知恵・思いを詰め込んだ参加型、実験型のまちづくり

機動的で機敏なまちづくり

- ・年度毎等のまちの静的なデータに、人の流れなどの動的なデータを補完することにより、都市活動の状況をより精緻に再現・予測。
- ・最新技術も活用し、機敏なまちづくりを実現